

第 15 回

熊本県議会

環境対策特別委員会会議記録

平成22年3月17日

開 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 15 回 熊本県議会 環境対策特別委員会会議記録

平成22年3月17日(水曜日)

午前10時 開議
午後 0時 2分休憩
午後 1時 開議
午後 1時44分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について
- (2) 有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について
- (3) 地球温暖化対策に関する件について
- (4) 付託調査事件の閉会中の継続審査について

出席委員（16人）

委員長 平野みどり
副委員長 守田憲史
委員 西岡勝成
委員 鬼海洋一
委員 堤泰宏
委員 藤川隆夫
委員 城下広作
委員 吉永和世
委員 池田和貴
委員 森浩二
委員 田代国広
委員 船田公子
委員 渕上陽一
委員 早田順一
委員 山口ゆたか
委員 浦田祐三子

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部
部長 駒崎照雄
次長 横田 堅
次長 益田和弘
首席環境生活審議員兼
環境政策課長 園田素士
環境政策監兼環境政策課
環境立県推進室長 森永政英
環境保全課長 宮下勇一
水環境課長 小嶋一誠
自然保護課長 岡部清志
廃棄物対策課長 山本 理
廃棄物公共関与政策監兼
廃棄物対策課
公共関与推進室長 中島克彦
地域振興部
交通対策総室副総室長 田代裕信
商工観光労働部
次長 竹上嗣郎
政策調整審議員兼
商工政策課課長補佐 渡辺克淑
産業支援課長 高口義幸
農林水産部
次長 藤井正範
次長 堤泰博
政策調整審議員兼
農林水産政策課課長補佐 福島誠治
農業技術課長 渡辺弘道
園芸生産・流通課長 城啓人
畜産課長 高野敏則
農村整備課長 大薄孝一
首席農林水産審議員兼
森林整備課長 織田 央
林業振興課長 藤崎岩男
森林保全課長 久保尋歳

水産振興課長 神戸 和生
 漁港漁場整備課長 尾山 佳人
 水産研究センター所長 岩下 徹
 土木部
 次長 天野 雄介
 土木技術管理室長 戸塚 誠司
 土木審議員兼
 道路整備課課長補佐 手島 健司
 河川課長 野田 善治
 港湾課長 湯山 修市
 土木審議員兼
 都市計画課課長補佐 宮部 静夫
 土木審議員兼
 都市計画課景観公園室長 亀田 俊二
 下水環境課長 西田 浩
 建築課長 生田 博隆
 建築審議員兼
 建築課建築物安全推進室長 坂口 秀二

教育委員会事務局

首席教育審議員兼
 義務教育課長 木村 勝美

企業局

次長 梅本 茂
 企業審議員兼
 荒瀬ダム対策室長 下村 弘之
 工務課長 福原 俊明

警察本部

交通部参事官 緒方 博文

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 川上 智彦
 議事課課長補佐 中村 時英

午前10時開議

○平野みどり委員長 おはようございます。
 第15回環境対策特別委員会を開催いたします。

開会に先立ちまして、御報告いたします。
 きょうは、全員出席ということです。

それから、本委員会に3名の傍聴の申し込みがあつておりますので、これを認めることといたします。

早速ですが、執行部からのごあいさつをお願いいたします。

駒崎環境生活部長、お願いいたします。

○駒崎環境生活部長 着座のまま失礼いたします。

委員の皆様方におかれましては、当委員会の3つの付託調査事件につきまして、熱心な御審議と御指導をいただきまして、深く感謝を申し上げます。

執行部におきましても、各施策、事業の着実な実施に取り組んでいるところでございます。

まず、産業廃棄物処理施設の公共関与の推進につきましては、最終処分場の整備に向けて取り組んでおります。環境アセスメントの現地調査に着手するなど手続を着実に実施するとともに、地元の御理解をいただけるよう、機会をとらえて関係者の方々への説明を重ねております。

有明海、八代海の再生につきましては、県議会からの提言に基づきまして、下水道などの整備による生活排水対策、覆砂等による漁場環境の改善、資源管理等による水産資源の回復、調査研究などに取り組んでおります。

地球温暖化対策につきましては、温室効果ガスの排出削減や二酸化炭素の吸収に関する対策を推進しております。

これまでの御審議を踏まえ、今議会に熊本県地球温暖化の防止に関する条例案を提出しておりますほか、条例の円滑な実施に必要な予算案も提出しております。今後も県としての必要な取り組みを進めてまいります。

本日の議題についてでございますが、3件の付託調査事件として、本年度の取り組み実績と来年度の取り組み予定などを御説明いたします。そのほか、5件の報告事項を予定し

ております。

詳細につきましては、関係課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○平野みどり委員長 では、お手元に配付の委員会次第に従いまして、付託調査事件を審議させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議題1、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件、議題2、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件及び議題3、地球温暖化対策に関する件についてです。一括して執行部から説明を受け、その後、質疑は議題ごとに行いたいと思います。

なお、委員会の運営を効率的に行いたいと考えておりますので、説明につきましては、簡潔をお願いいたします。

では、執行部から説明をお願いいたします。

1の産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について、①公共関与による管理型最終処分場の整備について、御説明をお願いいたします。

山本廃棄物対策課長。

○山本廃棄物対策課長 おはようございます。廃棄物対策課でございます。

○平野みどり委員長 着座どうぞ。

○山本廃棄物対策課長 はい、ありがとうございます。失礼いたします。

説明資料の2ページをお願いいたします。

公共関与による管理型最終処分場の整備について御説明を申し上げます。

今年度の締めくくりの委員会でございますので、1の平成21年度の主な取り組みとして、1年間の主な状況をまとめております。

まず、(1)でございます。

住民説明会等の開催でございますが、処分場の建設に当たりましては、何よりもまず地元の御理解が第一でございますので、機会をとらえまして住民説明会等を実施しております。

主な説明内容といたしましては、平成20年10月に公告をいたしました環境影響評価方法書に対しまして寄せられました住民等の御意見を343項目に整理いたしまして、現時点での考え方をできるだけ具体的に理解いただけるよう整理し、それをベースに各地区ごとの代表的な御意見に一つ一つ回答する形で、昨年7月から、以下のとおり住民説明会等を開催しております。

(2)の環境アセスメントの実施でございますが、昨年度末に環境アセスメントの第1段階となります方法書手続を終了したことを受けまして、表にまとめておりますとおり、昨年11月からは地質調査等の現地調査に着手しております。

また、最近の取り組みといたしましては、ことし2月から、南関町と和水町の関係地域内の集落約150戸を対象に、個別の職員が訪問の上、民家の井戸調査等を実施し、あわせて住民の皆様方から御不安のお声が大きかった点をわかりやすく取りまとめましたパンフレット等も配付しておるところでございます。

3ページをお願いいたします。

次に、2の今後の取り組みでございます。

(1)の地元の理解促進でございますが、これまで地元説明会など全力を挙げて取り組んでおりますが、地元では施設の必要性には御理解をいただいても、産業廃棄物に対するイメージや施設の安全性の不安から、建設に係る最終的な合意は得られていない状況でございます。

今後、周辺環境への不安に対しては、現地調査を実施することで地下水や河川、交通状

況など現況を的確に把握するとともに、次の準備書・評価書の策定など環境アセス手続を通じ、地元に対して一つ一つ丁寧に説明し、理解を求めてまいります。

また、施設への御不安に対しては、最新技術の導入も視野に入れ、より安全、安心な施設となるよう技術面の検討を重ね、来年度予定の実施設計までに、県内の最終処分量の動向も踏まえながら、最終的な施設の規模・構造を検討していく予定としております。

(2)の地域振興策でございますが、公共関与基本計画で、周辺環境の整備など処理施設を中心とした地域振興に努めることとしております。

現時点で、地元の合意形成ができていない段階では時期尚早との意見も根強いものの、地元では地域振興策ととれる発言も散見され、時期を見誤らないように、今後さらに地元町や地元住民の意見をいただきながら、地域振興策を策定する考えでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○平野みどり委員長 では、議題2、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について、説明をお願いいたします。有明海・八代海再生に係る提言への対応について、各課から御説明をお願いいたします。

園田環境政策課長。

○園田環境政策課長 環境政策課でございます。着座のまま説明させていただきます。

それでは、続きまして、6ページをお願いいたします。

有明海・八代海再生に係る提言への対応についてでございます。

この提言につきましては、平成16年2月定例県議会におきまして、当時の有明海・八代海再生特別委員会から、県計画の重点的な取

り組み推進の道筋を明らかにするため、県に対しまして、重点項目や短中長期に取り組むべき施策等が示されたものでございます。この提言を受けまして、関係各課におきまして、それぞれの施策に取り組んでいるところでございます。

本日は、平成21年度に関係各課において新たな取り組みを行った施策や、これまで当委員会において議論があり継続的な報告が必要と考えられる施策、それから平成22年度に新たな取り組みを行う施策等を中心に御説明いたします。

それでは、主な施策の取り組みにつきまして、資料に沿って各担当課から順次説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○西田下水環境課長 下水環境課でございます。よろしくお願いいたします。

資料の6ページをお願いいたします。

まず、施策、生活排水処理施設の整備促進についてでございます。

1の①提言の実現に向けた取り組み概要をごらんください。

生活排水処理施設整備のマスタープランとなる熊本県生活排水処理施設整備構想におきまして、平成22年度末の汚水処理人口普及率の目標値を82%とし、下水道、集落排水施設、浄化槽などの連携を図りながら、整備を進めてきております。

2の21年度の取り組み実績の1行目をごらんください。

前年度末の汚水処理人口普及率は76.5%となっており、全国平均との差は若干あるものの、その差は近年縮小してきており、また、九州において見ますと、福岡県に次いで第2位であり、本県における取り組みの効果は着実にあらわれてきているものと考えております。

3の22年度の取り組み予定の4行目をごら

んください。

現在の整備構想は、平成15年度に策定したもので、来年度を最終年度としているため、近年の人口減少、高齢化の進展など社会情勢の変化や施設の建設だけではなく、維持管理のあり方なども考慮に入れた見直しを行いたいと考えております。

次に、このページには記載しておりませんが、事業をめぐる来年度からの国の枠組みについて御報告いたします。

下水道事業につきましては、従来の補助金制度が廃止され、国土交通省が所管する他の社会資本整備の大部分とともに新しく創設される社会資本整備総合交付金で実施することとなりました。また、農林水産省所管の農業集落排水事業、漁業集落排水事業につきましても、農山漁村地域整備交付金が創設され、その中での実施となりました。

いずれも、現在、国において、要綱の制定など制度設計の検討が進められているところであり、現時点では具体的な交付金制度の全体像は明らかになってはおりません。引き続き、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、1ページ飛びまして、8ページをお願いいたします。

市町村に対する浄化槽市町村整備推進事業への取り組みの働きかけについてでございます。

1の①取り組み概要をごらんください。

浄化槽の整備を計画的に進めることができると適正な維持管理が担保されることから、県では、浄化槽の設置及び維持管理を個人にかかわって市町村が行う市町村設置型の導入を、市町村に対し要請してきているところでございます。あわせて、県の支援策として、実施市町村に対し、翌年度に事業費の6.5%補助を行っております。

次に、2の21年度の取り組み実績の2行目をごらんください。

現在、市町村設置型浄化槽の補助率は3分の1となっております。下水道や集落排水事業の2分の1もしくは10分の5.5という補助率に比べて低い率となっております。それが事業に影響を与えている一因と考えられることから、他事業並みの補助率への引き上げを国に対し要望してまいりました。

そして、このたび、国の来年度予算におきまして省エネタイプ浄化槽を設置する場合、補助率が3分の1から2分の1に引き上げられることになりました。

3の22年度の取り組み予定の3行目をごらんください。

今申し上げましたように、補助率がアップしたのは、省エネタイプにとどまっております。また、その採択に当たっては、一定の規模要件もあるため、今後は補助率の引き上げ対象が全体に拡大するよう国に対し要望を行ってまいりたいと考えております。

下水環境課の説明は以上でございます。

○小嶋水環境課長 水環境課でございます。着座のまま御説明を申し上げます。

資料の10ページをお願い申し上げます。

資料の10ページは、生活排水対策、普及啓発活動の展開でございます。

1の施策の概要をごらんください。

1の①のところでございますが、平成14年度から実施しておりますくまもと・みんなの川と海づくり県民運動を実施するなど、環境保全に向けた自主的かつ主体的な取り組みを促進することとしております。

2の21年度の取り組み実績をごらんください。

1行目、8月29日に、甲佐町をメイン会場といたしまして実施いたしました一斉清掃活動等を初め、その他の市町村におきましても、7月、8月を中心に、河川や海岸の清掃活動が延べ5万人弱の参加を得ながら実施されております。

また、その次のポツでございますが、県民大会の実施、またその下でございますが、みんなの川の環境調査、水環境アドバイザーの派遣事業等につきましても実施しているところでございます。

3の22年度の取り組み予定でございますが、くまもと・みんなの川と海づくりデーなど清掃活動につきましては、既に全市町村で取り組みが計画されてございます。年間5万人程度が清掃活動にも参加しておりますので、引き続き、市町村、それから民間事業者等とも連携しながら、積極的な取り組みを推進してまいりたいと考えているところでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

11ページは、工場・事業場の排水対策、上乗せ規制適用区域の設定でございます。

1の施策の概要の①をごらんいただきたいと思っております。

有明海・八代海に流入する区域を上乗せ規制区域とするとともに、上乗せ排水基準を強化するための条例改正を17年3月に実施いたしまして、20年4月に施行しているところでございます。この改正内容に従いまして、改正排水基準の適合状況の立入調査・指導等をやっているところでございます。

2の21年度の取り組み実績をごらんください。

1つ目のポツでございますが、対象事業者に対する立入指導と排出水の水質の確認等を実施いたしまして、水質基準の遵守状況の把握に努めているところでございます。

2つ目のポツのところでございますが、21年度は延べ350事業場の排水監視を行うこととしておりまして、1月までに88%に当たる310事業場の排水監視を実施いたしまして、基準違反が判明しております17件等につきましては、改善指導を行っているところでございます。

3の22年度の取り組み予定でございます

が、規制対象となっております941事業場に対する立入指導、排出水の水質の確認等を引き続き実施いたしまして、水質基準の遵守状況の把握に努めることとしております。

次に、12ページをお願い申し上げます。

12ページは、条例による規制対象項目の追加でございます。

1の施策の概要の①のところでございますが、生活環境の保全に関する条例で定めております米粉製造業など7業種の事業場につきまして、富栄養化の原因となっております窒素、磷を新たに規制対象項目とするための規則の改正を行ったところでございます。それぞれ、この新排水基準に適合状況を確認するために、施設に立入調査・指導等もやっておりますところでございます。

2の21年度の取り組み実績及び3の22年度の取り組みにつきましては、先ほどの説明と同様でございますので、割愛させていただきます。

次に、13ページをお願い申し上げます。

13ページは、②工場・事業場の排水対策、窒素、磷の上乗せ規制の検討でございます。

1の施策の概要の①でございます。

有明海、八代海で富栄養化の状態が続いていることを踏まえまして、引き続き海域の窒素、磷の環境基準の達成状況を注視しながら、規制強化の必要性及び関係県と連携した取り組み等について検討していくこととしていたるところでございます。

2の21年度の取り組み実績をごらんください。

1つ目のポツでございますが、関係6県で構成しております有明海・八代海再生推進連絡協議会等におきまして、今後の水質環境保全対策についての検討を行うなど、関係県と連携し、情報の共有化を図っているところでございます。

同協議会の中に設けてございます環境部会を10月15日に開催しておりまして、規制強化

の必要性でございますとか、関係県で共有しております調査データ等の情報の活用等につきまして、協議を行っているところでございます。

その下でございますが、近年、有明海・八代海の一部におきまして、CODや全磷等につきまして、水質環境基準未達成の状況も続いてございますので、21年度からは水質の重点的な調査を実施しているところでございまして、今年度は八代海で実施をいたしております。

また、その下の22年度の取り組み予定のところに書いてございますけれども、22年度につきましては、有明海の白川、緑川地先におきまして、水質環境重点調査も実施する予定にしているところでございます。

水環境課は以上でございます。

○渡辺農業技術課長 農業技術課でございます。

15ページをお願いいたします。

農業・畜産対策のうち、農薬・化学肥料の使用総量の削減についてでございますが、本県では、1の①のとおり、環境と安全に配慮した農業への取り組みを、くまもとグリーン農業と総称して、農薬・化学肥料の使用量の削減に取り組んでおります。

施策の概要や21年度の取り組みにつきましては、12月に報告させていただいた事項と変わりございませんが、エコファーマーや熊本型特別栽培農産物であります「有作くん」、さらには、農地・水・環境保全向上対策事業に係ります営農活動支援等について推進しているところでございます。

21年度の取り組みにつきましては、2でございますが、2つ目のポツの農地・水・環境対策における農薬や化学肥料の削減に取り組んだ面積の集計ができましたが、20年度よりも面積で1,110ヘクタール増加しまして6,125ヘクタールとなっております。前年の全国6

位から5位になる見込みのようでございます。

22年度も、引き続き農薬・化学肥料の使用量の削減に取り組むため、関係事業を実施することとしております。

農業技術課は以上でございます。

○神戸水産振興課長 18ページをお願いいたします。

海域環境への負荷の削減のうち、養殖場対策に対する提言でございます。

漁場改善計画の策定推進と、その着実な実施について御説明申し上げます。取り組み実績と予定のみ御説明いたします。

まず、取り組み実績でございますが、魚類養殖では、9月以降すべての漁場で底質調査を実施しており、適正養殖に関する指導を55回実施しております。また、ノリ養殖に関する講習会を59回実施し、漁場環境の情報提供及び指導を行ってまいりました。

取り組み予定でございますが、環境負荷の軽減のため、引き続き実態把握に努めるとともに、改善計画の確実な実施を指導してまいります。

以上でございます。

○織田森林整備課長 森林整備課でございます。よろしく申し上げます。

21ページをお願いいたします。

提言項目が森林の整備、施策がボランティア活動への支援でございます。

1の①の提言の実現に向けた取り組み概要でございますけれども、県民の森林ボランティア活動への参加を推進するというところでございます。

平成21年度におきましては、本年1月末現在で、2に記載しておりますような事業あるいは取り組みを行っているところでございます。

具体的には、まず1つ目のポツでございま

すけれども、森林自然観察・体験教室というものを10回開催しておりますし、また、2つ目のポツにありますように、県民の皆さんの参加を得て、下刈り等のボランティア活動を開催したところでございます。

さらに、3つ目、4つ目のポツにございますように、ボランティア団体の活動に対します総合的かつきめ細かな支援を実施いたしますとともに、最後のポツでございますけれども、企業の森づくりを促進するために、企業等に対する働きかけを行ってきたところでございます。

なお、その成果といたしまして、昨日、福岡市にあります西部電気工業さんと菊池市の間で、企業の森づくりに関する協定が締結されたところでございます。

平成22年度におきましても、3に記載しておりますように、本年度と同様の取り組みを行うこととしてございます。

森林整備課関係は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○尾山漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

24ページをお願いします。

干潟等の漁場環境改善のための耕うん、作潒、覆砂、藻場造成の取り組み状況につきまして、2の21年度の取り組み実績に記載しておりますが、覆砂につきましては、県営事業により、宇土市網田地区において砕石を用いた覆砂を実施しました。また、市町村営により、玉名地区と熊本地区において覆砂を実施しております。

追加経済対策の繰り越し分につきましては、今後、県営事業により、八代海北部地区において覆砂を実施する予定です。

増殖場、藻場につきましては、県営事業により、天草の2地区で実施しております。

次に、海底耕うんとしまして、有明海の海底を耕うんし、クルマエビ等の生息環境の改

善につきまして調査を実施しました。

次に、3の22年度の取り組み予定ですがけれども、覆砂につきましては、県営事業により、熊本市、宇土市及び八代地先において覆砂を、また、市町村営により、熊本地先において覆砂を実施する予定です。

増殖場、藻場につきましては、県営事業により、天草の2地区で実施します。

次に、海底耕うんとしまして、有明海の海底を耕うんし、クルマエビ等の調査を実施することとしております。

以上でございます。

○園田環境政策課長 環境政策課でございます。

27ページをお願いいたします。

海砂利採取の縮小についてでございます。

海砂利採取への対応につきましては、平成20年1月に海砂利採取削減計画を定めておりますけれども、2の平成21年度の取り組み実績としましては、昨年度の2.4%減となる20万立米を限度に、2月現在で19万186立米を認可しております。また、来年度は、削減計画は採取限度報量を19万5,000立米としております。

3の平成22年度の取り組み予定でございますけれども、昨年12月に違法採取が摘発されたことを受けまして、この後、法令の遵守・指導の中で、今後の対応等につきまして御説明いたしますけれども、削減計画の運用につきましては、適切に対処してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高口産業支援課長 産業支援課でございます。

資料の28ページをお願いいたします。

法令の遵守・指導についてでございますが、昨年12月に海砂利採取の違法採取が発覚いたしまして、当委員会においても厳しい御

指摘をいただきました。大変御迷惑をおかけいたしました。御指摘いただきました御意見を踏まえまして、関係課で検討を重ねてきたところでございます。

資料の3番、平成22年度の取り組み予定をごらんいただきたいと思います。

(1)の再発防止策についてでございますが、平成22年度から掲げております4点を追加実施する予定でございます。

まず、採取時等の写真及び税理士の証明つきの砂利販売額を記載した書類の提出を採取実績報告書に添付させることにいたします。

次に、立入検査につきましては、提出していただいた税理士証明つきの砂利採取販売額と作業日報、納品書等と照合することといたしております。

3点目に、監視強化のために、漁業取締船との連携を強化いたしまして、取締船の方で航海日誌に採取状況、運搬状況等を記録していただき、毎月の採取実績報告書と照合することといたしております。また、関係課で分担しながら、陸上からの監視についても強化していきたいと存じます。

次に、(2)の行政処分等についてでございますが、昨日三角の海上保安部に確認しましたところ、刑事処分が行われたという情報は入っておりませんが、今後刑事処分が確定した場合には、まず、砂利採取法の規定に基づきまして、砂利採取業者の登録取り消し、または6カ月以内の事業の全部もしくは一部の停止処分を行うこととなります。

次に、一般海域管理条例に基づきまして、徴収を免れました土石採取料の金額の5倍以内の金額の過料処分を行うこととなります。

また、一般海域管理条例に基づきまして、徴収を免れた土砂採取料の金額を民事上の不当利得として返還請求を行うこととなります。

次に、(3)の平成22年度の許認可についてでございますが、現時点で申請は行われてお

りませんが、超過採取量に係る事実関係を十分に確認した上で、関係課で協議しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○園田環境政策課長 環境政策課でございます。

続きまして、29ページをお願いいたします。

干潟等の実態の把握についてでございます。

有明海・八代海干潟等沿岸海域再生検討委員会からの報告を踏まえた取り組みを推進しております。

2の平成21年度の取り組み実績でございますが、今年度は、引き続き、国、県、大学等が実施する海域環境に関する各種調査結果について情報収集を行うとともに、昨年7月には、国の施策等に関する提案の中で、潟土等の堆積状況等とその影響等に関する調査の実施について要望を行ったところでございます。

また、普及啓発活動としまして、小中学校の教師を対象とした上天草市の干潟漁業体験実習セミナーを開催するとともに、地域の環境保全活動団体や漁業者等が海の再生に向けた活動を継続して行う協働体制づくりに向けて、玉名地域、八代地域におきまして、環境学習会や海岸での一斉清掃活動など、地域の自発的な取り組みへの支援などを行ったところでございます。

3の22年度の取り組み予定でございますが、今年度と同様、干潟等の再生に向けまして、各種調査研究結果を踏まえながら、干潟等の実態の把握に努めるとともに、出前講座や地域の協働体制づくりの支援など、普及啓発の取り組みを行ってまいります。

以上でございます。

○神戸水産振興課長 34ページをお願いいた

します。

水産資源の回復等による漁業の振興のうち、栽培漁業及び資源管理型漁業の推進に関する提言でございます。

栽培漁業の推進体制の見直しについて御報告申し上げます。

取り組み実績でございますが、マダイ、ヒラメ、クルマエビにつきましては、5市4町23漁協による栽培漁業地域展開推進協議会が共同放流事業を継続して実施しております。

次期栽培漁業基本計画につきましては、策定に向け国等関係機関と協議中でございますが、政権交代により国の基本方針策定が本年12月にずれ込む予定でございます。計画策定におくれがないように努めてまいります。

取り組み予定でございますけれども、2つ目のポツのところでございますように、みんなで育てる豊かな海づくり事業による栽培漁業の継続的・効果的な推進に取り組んでまいります。

続きまして、35ページをお願いいたします。

アサリなど漁獲サイズや漁期の制限等、資源管理の強化の項目でございます。

前回御説明しておりませんので、取り組み概要についても御説明申し上げます。

アサリの資源回復計画を踏まえ、年7,000トンの安定漁獲を目指して漁協の資源管理の取り組みを支援するものです。

取り組み実績でございますが、近年5,000トン前後の漁獲量で回復傾向にあったものが、平成21年には約1,170トンと大幅に減少いたしております。

原因といたしまして、稚貝定着量の減少、競合するホトトギスガイの異常発生、えさ不足等が疑われております。関係漁協では、ホトトギスガイの駆除を現在行っているところでございます。

取り組み予定でございますが、稚貝減少原因調査を実施いたしますとともに、資源回復

計画に基づき、漁獲サイズの大型化や漁期の制限などの取り組みを指導してまいります。

続きまして、36ページをお願いいたします。

栽培漁業における複数県による広域連携の推進の項目でございます。

取り組みの実績でございますが、3つ目のポツでございますけれども、新たなものとして、クルマエビ1,431万尾を4県で放流し、効果調査の解析を行っているところでございます。また、本県単独の事業でハマグリ3,000万個の中間育成試験を実施しており、2月末現在で殻長3ミリメートルまで成長いたしております。

取り組み予定でございますが、マダイほか4魚種について放流事業を継続していくほか、ハマグリについて稚貝の量産技術の開発に取り組んでまいります。

続きまして、37ページをお願いいたします。

資源回復計画策定などの検討でございます。

取り組み実績でございますが、本県では、アサリなど4魚種について、既に資源回復計画が策定されており、熊本県単独のアサリと九州・山口北西海域のトラフグについて、次期の資源回復計画の策定を関係機関と検討中でございます。

書いておりませんが、トラフグにつきましては、休漁期間の設定、大型魚の再放流、種苗の放流を基本に、関係県で検討を行っているところでございます。

続きまして、41ページをお願いいたします。

海域特性等に対応した適切なノリ養殖管理の推進の項目でございます。

取り組み実績でございますが、高水温下におけるノリ養殖スケジュールの見直しの啓発指導の実施、また、週2回程度、県漁連などと連携して、環境や病害の情報を提供いたし

ております。

取り組み予定でございますが、ノリの価格が低下傾向にあることから、平均単価の上昇とコストの削減の両面から、利益向上につながる養殖手法の改善に取り組んでまいります。

以上でございます。

○岩下水産研究センター所長 水産研究センターでございます。

46ページをお願いいたします。

国等との共同研究等の推進でございますが、今年度の実績といたしまして、藻場の回復、拡大技術の高度化など、13の事業につきまして、関係機関と連携し、共同研究を実施いたしました。

また、22年度の取り組み予定といたしまして、引き続きまして共同研究など関係機関と連携を行うとともに、新たに昨年八代海の魚類養殖に甚大な被害を与えましたシャトネラ赤潮につきまして、現在有効な被害防止策がございませんので、独立行政法人水産総合研究センターや長崎、鹿児島、両県と連携しながら、実用的な駆除技術の開発に取り組んでまいります。

続きまして、47ページをお願いいたします。

水産研究センターの機能の充実強化のため、有明海・八代海再生の研究の重点化でございます。

今年度の実績といたしまして、学識経験者、漁業者等を委員といたします研究評価会議や研究推進会議を開催いたしまして、21年度に終了いたします研究調査事業等につきまして御審議をいただき、評価を受けたところでございます。

また、22年度の取り組み予定といたしまして、有明海・八代海再生のために、新たな3事業に取り組んでまいります。

まず、1点目は、前ページで御説明いたし

ました国等との共同研究の推進で御説明いたしました赤潮防除の技術開発試験でございます。

そのほかに、アサリ、ハマグリ等の二枚貝資源安定化対策事業や有明海、八代海の環境変動を把握するために漁場環境モニタリング事業に取り組みまして、調査研究の充実に努めてまいります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○神戸水産振興課長 資料の49ページをお願いいたします。

諫早湾干拓事業に係る中長期開門調査の実施の項目でございます。

取り組み実績でございますが、本年5月に、国が作成いたしました方法書骨子に対して、関係各課の意見を取りまとめて提出いたしました。次いで8月に、方法書についての沿岸市町、専門家の意見を踏まえ、12月に5項目について県知事の意見を提出しました。

昨日、各県知事等からの意見について専門家からの助言を受け修正を行った方法書を、九州農政局が公表いたしました。国は、4月以降に現地調査を実施し、来年4～5月までに評価をまとめるというふうにしております。

取り組みの予定でございますが、3月9日に、諫早湾干拓の開門調査の是非を協議する諫早湾干拓事業検討委員会が農林水産省内に設置されており、同委員会の動向を注視しながら、関係県と連携して対応していくことといたしております。

以上でございます。

○平野みどり委員長 次に、地球温暖化対策に関する提言への対応について、説明をお願いいたします。

○園田環境政策課長 環境政策課でございま

す。

52ページをお願いいたします。

地球温暖化対策に関する提言への対応についてでございます。

主な取り組みにつきまして、資料に沿いまして各担当課から順次説明させていただきます。平成21年度の取り組み実績と平成22年度の取り組み予定を中心に御説明いたします。よろしくをお願いいたします。

まず、環境政策課でございますが、産業・業務その他部門の(1)事業活動における取り組みの推進についてでございます。

2の取り組み実績でございますが、平成21年3月に出されました県議会環境対策特別委員会の提言を受けまして、地球温暖化防止に関する条例の検討を進めてまいりました。

これまで、事業者や県民への説明会の開催、条例検討委員会での検討を重ね、環境審議会での審議・答申、県政パブリックコメントを経まして、今定例県議会に提案させていただいております。今後議決をいただければ、4月1日から施行したいと考えております。

なお、条例案の内容につきましては、これまでも説明させていただいておりますが、この後の報告事項の中で説明させていただきます。

53ページをお願いいたします。

3の平成22年度の取り組み予定としまして、条例の円滑な運用を図るために、まず1つ目としまして、事業者等に計画書制度への理解を深めてもらい、県へのスムーズな提出を促すために、県内各地で制度の説明会、セミナーの開催を予定しております。また、要望に応じまして、専門的な知識と経験を有する温暖化対策アドバイザーの派遣も実施いたします。

2つ目としまして、中小規模事業者の温暖化対策を促進するため、省エネ設備の導入や改修等に対する支援を行ってまいります。

3つ目としまして、条例に基づきまして、建築物の省エネ化を促すための支援を行います。

54ページをお願いいたします。

運輸部門の(2)公共交通機関の利用促進についてでございますが、55ページの平成21年度の取り組み実績につきまして御説明申し上げます。

(1)のノーマイカー通勤運動の強化等は、交通対策総室と環境政策課で取り組んでおりますが、環境政策課からあわせて説明させていただきます。

まず、公共交通機関利用促進キャンペーンを、9月20日から1カ月間、熊本都市圏内の交通事業者等と共同で行いました。街頭キャンペーン、小学生以下乗車無料の日、また、バス・電車の半額割引券等の提供を、本年度は中心市街地におきまして実施いたしました。

また、公共交通機関の利用がCO₂の排出削減に貢献することをアピールしたステッカーを、バス停や電停に掲示いたしました。

次に、上から2番目の丸、推進体制の整備としまして、ノーマイカー通勤とエコドライブの推進をあわせて推進していくため、熊本県ストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進会議の中にエコ通勤推進委員会を3月に設置しました。

3番目は、免許更新者を対象としたエコドライブの普及啓発を行っております。

それから、次の丸の県の率先行動としまして、知事部局は31台、県警は32台の合計63台の公用車に低公害車の導入を行いました。

その次の丸、条例への位置づけでございますが、事業者や県民は、公共交通機関や自転車等への利用の転換、エコドライブの推進、環境負荷が低い自動車の購入などに努めることを規定することとしております。

ページを飛ばして恐縮でございますが、57ページをお願いいたします。

平成22年度の取り組み予定でございますが、(1)のノーマイカー通勤運動の強化等としまして、公共交通機関利用促進キャンペーンは継続して実施してまいります。

次に、上から2番目の丸、条例施行によるエコ通勤環境配慮計画書制度の導入に伴いまして、計画書等を提出した事業者が行う駐輪場整備やエコドライブの推進に対する支援を行います。

次の丸、免許更新者を対象としたエコドライブの普及啓発としまして、本年度に引き続き啓発用のチラシを配布する予定にしております。

その次の丸でございますが、公用車を運転する機会が多い職員を中心に、エコドライブの講習を実施いたします。

以上でございます。

○田代交通対策総室副総室長 交通対策総室でございます。

恐れ入ります、55ページに戻っていただきまして、下の方の(2)バス路線再編の協議の支援についてでございますけれども、まず、熊本市におきます検討協議会に参画しております。9月から11月末までの、通称東バイパスライナーの実証実験バス運行につきましては、採算目標の半分の利用でございましたけれども、乗客アンケートで継続意見が多かったために、ダイヤを見直して継続運行をしております。

書いてございませんけれども、熊本市の方では、4月からは本格運行をすべく当初予算に計上をしているということでございます。

次の56ページでございます。

各大学でのバス路線の検討につきまして、利用可能性調査を行っております、分析中でございます。

それから、バス乗りかえ拠点性の現地調査を行っております。新年度以降、JR駅等でのバス乗りかえ表示改善の実施や、あるいは

政令市移行時の区内のバス路線の検討等につないでいくこととしております。

近日中に、こうしました調査検討結果の整理と今後の取り組みを検討します協議会が開催される予定でございます。

また、次の丸のところに書いてございますけれども、熊本市以外でも、本年度は5つの協議会が設置されますなど、地域の関係機関、それから住民の皆様参加のもとで、ダイヤ調整、あるいは路線網の見直し、循環バスや乗り合いタクシーの検討等を進めております。

57ページ、取り組み予定でございます。

(1)の最後の5番目の丸でございます。広く県民の公共交通機関利用の促進を目的としましたホームページを設けたいと思っております。それとともに、子供のころからバス利用等に親しんでもらいますように、一定期間小児運賃無料の実証実験も行う予定でございます。

また、(2)バス路線再編の協議の支援につきましては、引き続き熊本市の協議会を始めとしまして、各地域での取り組みを促進していきたいと思っております。

以上です。

○宮部都市計画課土木審議員 都市計画課でございます。

前のページの56ページをお願いいたします。

中ほどの(3)乗り継ぎの円滑化の21年度の取り組み実績について御説明いたします。

1つ目の丸、アンケート調査等の実施につきましては、12月の委員会で概要を御説明させていただきましたが、現在、その結果を踏まえ、順次関係者へ働きかけを行っております。

次の広報活動の実施につきましては、2つ目のポツですが、県のホームページにおいて、パーク・アンド・ライドに関するサイト

を開設し、駐車場のあき状況などを紹介しております。

3つ目の新たな取り組みとしましては、2つ目のポツですが、宇土市におきましては、JR宇土駅周辺におけるパーク・アンド・ライド駐車場設置に向け、関係機関との協議を開始されました。県としましては、その取り組みを支援してまいりたいと思っております。

続きまして、57ページ下段の(3)乗り継ぎの円滑化をお願いいたします。

22年度の取り組み予定につきましては、1つ目の丸ですが、パーク・アンド・ライドのさらなる利用促進を図るため、今回実施したアンケート調査結果をもとに、より効果的なPR方法を検討し、実施してまいります。

2つ目の丸ですが、パーク・アンド・ライドの実施エリアの拡大を図るため、関係機関との協議が開始されましたJR宇土駅を初め、既存の交通結節点や駅前広場整備が検討されている箇所を重点に、関係者の理解と協力を求めていくとともに、その取り組みを積極的に支援してまいります。

以上でございます。

○園田環境政策課長 環境政策課でございます。

58ページをお願いいたします。

家庭部門の家庭における取り組みの強化について御説明いたします。

2の平成21年度の取り組み実績でございますが、まず1番目の丸、e-チャレンジ事業では、7月から9月までの3カ月間、それから12月から2月までの3カ月間を、電気等使用量の削減取り組み期間として、コンテストを実施いたしました。

それから、2番目の丸、省エネ家電・製品の購入につきましては、熊本県ストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進会議の会員に取り組みを要請するとともに、一層の普及促進のため、

同推進会議に新しいエコ消費推進委員会を設置することにしております。

3番目の丸、くまもとEcoプロジェクト推進事業と4番目の丸、総ぐるみくまもと環境フェアにつきましては、12月の委員会で御報告したとおりでございます。

それから、最後の丸になりますが、12月の委員会で御説明の後、NPO法人等と連携し、12月25日に県内各地でライトダウンキャンペーンを実施し、約3万世帯の参加があったところでございます。

3の平成22年度の取り組み予定でございますが、本年度に続きまして、総ぐるみくまもと環境フェア、ライトダウンキャンペーン、くまもとEcoプロジェクト推進事業を実施してまいります。

また、条例の規定に基づきまして、地球温暖化対策地域協議会及び地球温暖化防止活動推進員の活動に対する一層の支援に取り組み、地域における普及啓発活動の充実強化を図ってまいります。

建築物の省エネ等に関する取り組みも、先ほど説明したとおりでございますけれども、進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○織田森林整備課長 森林整備課でございます。

60ページをお願いいたします。

部門が二酸化炭素吸収対策、提言項目が森林吸収源対策の推進でございます。

1の①の提言の概要でございますけれども、2つ目の丸にありますように、森林の整備の実施に係る森林所有者の負担の軽減に努めること、それから3つ目の丸にありますように、企業による森づくりを促進することという、2点の御提言をいただいているところでございます。

61ページをお願いいたします。

2の平成21年度の取り組み実績でございます。

すが、まず(1)の森林所有者の負担軽減関係では、21年度当初予算におきまして、森林所有者の負担の軽減が図れる定額方式での間伐あるいは作業道整備に対する補助を拡充いたしますとともに、6月補正予算、9月補正予算でも、これらの事業量を経済対策として追加しておりまして、目標量の達成に向けまして、各事業主体において着実に実施されてきております。なお、先般の2月補正予算におきましても、作業道の整備について追加を行ったところでございます。

また、(2)の企業の森づくりの促進関係では、森づくりに取り組む企業の掘り起こしに向けまして、個別企業の訪問ですとか、あるいは東京等で開催されました企業の森づくりフェアといったものにも参加し、PRを行ってきたところでございまして、その成果といたしまして、先ほども申し上げましたけれども、昨日、西部電気工業と菊池市の間で森づくりに関する協定が締結されたところでございます。

62ページをお願いいたします。

3の平成22年度の取り組み予定でございませぬ。

(1)の森林所有者の負担軽減関係では、21年度と同様に、所有者負担の軽減につながる事業の実施を予定しております。

また、(2)の企業の森づくり促進関係につきましても、まず1つ目の丸にありますように、来年度も企業等への働きかけを積極的に行いますとともに、今議会で提案されております熊本県地球温暖化防止条例によりまして、これまで以上に県内企業が森づくり活動に取り組むことも予想されますので、これにつきましても積極的に支援していく考えでございませぬ。

また、2つ目の丸にありますように、新たに県有林をモデルといたしまして、国のオフセットクレジット制度——J-VER制度といたしまして、これによりまして二酸化炭

素の吸収量のクレジットを取得いたしまして企業への販売を行いますとともに、ノウハウを蓄積しながら、民有林へのこのJ-VER制度の普及に取り組むこととしてございませぬ。

森林整備課関係は以上でございませぬ。よろしくお願ひいたします。

○平野みどり委員長 以上で執行部からの説明が終わりました。

まず、産業廃棄物処理施設の公共関与に関する件について質疑はございませぬか。

○早田順一委員 山本課長にちょっとお尋ねをいたしますけれども、まだ地元との建設合意に至っていないということで、大変課でも御苦勞されていることだろうというふうに思っております。

この1番の文章を読んでいる中で「施設への不安に対しては、最新技術の導入も視野に入れ」ということで書いてありますけれども、この最新技術というのはどういったものなのか。

それと、平成22年度には、実施設計というふうに計画がなされておりますけれども、これの予算計上をいろいろ見よつたんですけれども、委員会資料ではちょっとわからなかつたものですから、その点をちょっとお聞ひいたします。

○中島公共関与推進室長 公共関与推進室の方からお答を申し上げます。

まず第1点の、この説明文の中の「最新技術の導入も視野に入れ」というところで、最新技術とは何ぞやという御質問でございませぬが、具体的に申し上げますと、例えば廃棄物の水処理をする必要があるわけですが、その水処理施設を最新の技術を入れたプラントにする、あるいは万が一の漏水に——そういうことはないのですが、あつては困るのです

が、万が一の漏水に備えまして、その漏水があったときに電氣的に感知するシステムとか、あるいは漏水しないような遮水工、4重、5重の遮水シート等を現在検討いたしております。そういうものを、最新の技術ということで、ここに表現をいたしておるところでございます。

それから、第2点目の実施設計の予算がよくわからないという御質問でございましたが、これは今議会に、県の方から、財団法人熊本県環境整備事業団への貸付金といたしまして、1億5,000万円の今議案をお願いいたしておるところでございます。

この貸付金、正式には、その中で環境整備事業団の方で執行をしていくことになると思いますが、その1億5,000万円の中に実施設計費が含まれております。来年度は、事業団の方では実施設計と地質調査を1億5,000万の中で予定をいたしておりますが、事業団の方では、その1億5,000万のうちのおおよそ3分の2の実施設計予算の要求が上がっております。

以上でございます。

○早田順一委員 最新技術の方はわかりました。

実施設計の方なんですけれども、これはまだ建設合意が地元ととれておりませんけれども、それでも設計というのは進めていかれるわけですね。

○中島公共関与推進室長 私どもの現在の目標は、今までずっと25年度末には供用を開始したいという原則的な目標を持っております。非常にタイトなスケジュールになっておりますが、そういうことで、もう来年度には実施設計あたりまで入りませんと、後の建設工事等の期間を考えますと、非常に厳しいというようなところで、先生が御指摘のとおり、まだ地元の建設合意には至っておりませ

んが、大変今苦勞して地元説明会等々を重ねております。

来年度は、またさらに努力いたしまして、なかなか100%賛成ということには至らないとは思いますが、ある程度の容認をいただきまして、実施設計に入り、さらには環境保全協定までお示しをしたいという目標を持って、今進めておるところでございます。

○早田順一委員 今お聞きすると、やはり25年度の供用開始をもとに来年度に実施計画を進めなきゃいけないということですけども、多分当初のごみの量というか、予定よりも今は、多分リサイクルとかごみの減量で、ある程度私は横ばいか、恐らくごみというのは残量というのが減っていくんじゃないかなというふうに思っていますけれども、そういった県内の残余数、そういったものを考えると、当初の計画よりも少しずらしても大丈夫じゃないんだろかという思いがありますけれども、その点はいかがですか。

○山本廃棄物対策課長 先生御指摘のとおり、リサイクル関係法令が一たん全部施行されまして、かなり最終処分量は減っておりますが、現在、9月のときにお示ししましたとおり、20年度は約6万トンほど最終処分されておりますが、いろんな特殊要因もあって思いますが、大体横ばいから減っていくと、微減だろうと思っております。

しかしながら、最終処分場の建設には非常に時間がかかりますし、手間もかかりますので、私どもとしては、今一生懸命取り組まないと、現実的に熊本県から最終処分場がなくなるのではないかとというふうに不安がございますので、一生懸命取り組んでいるところでございます。

○吉永和世委員 最新技術に関してなんです、将来的に考えると、脱塩、塩害の対策と

いうのも入っていると考えていいんですか。

○中島公共関与推進室長 今吉永先生、御指摘のとおりでございます。いずれの処分場も非常に塩には苦勞しております、塩が一番最後まで残ってしまうわけです。これは、私どもの施設でも当然脱塩をしまして、最終的に塩成分は取り出します。また、これはこれとして処分をいたします。だから、これが含まれた水を排出するなんてことは、あり得ません。

以上です。

○城下広作委員 今の関連で。

公共関与の話は、委員会が立ち上がって何か所か現場に見にいったですね、視察で。千葉だったかな、三重とか新潟とか、ああいうところで、我々も、安全だということ、かなり進んでいるなという認識で理解をし、地元の方には大丈夫だというふうに我々も自信を持って言っているわけです。

ああいう施設以上に、最新技術というのは、あれから進歩しているんですかね、脱塩の問題も含めて。要するに、今度できるのは、ある意味では日本で一番だと、一番の技術の流れでできるというのを目指していると、そういう理解でいいんでしょうか。

○中島公共関与推進室長 日本で一番かと言われるとあれですが、今先生がおっしゃいましたように、日々技術は進歩いたしておるようでございます。時々会社の方からプレゼンに参りますが、そういうのを十分聞きまして、一番効率的で効果的な処理方法を含めまして、新しい、いい、安全で安心な技術を導入していきたいと思っております。したがって、日本で1～2を争う技術だろうと自負しております。

○城下広作委員 要は、それをしっかり確立

しないと、地元住民に大丈夫ですということと言い切れないから、逆に言えば不安があって反対があるわけですから。

だから、先ほど課長が言われたように、つくるつくらないという場合に、これはつくるかぬわけですから、計画が先延ばしとかなんかになったら、また逆に言えば地元の理解は、ずるずる、まだいいんじゃないかと、逆に失敗しますよ。

そのところは、ずっと揺るぎなくやっていかないといけないし、ましてや一番新しいものをやっていきますということを説明することによって、皆さんは賛成をするといえますか、理解をするというか、そういうふうになるわけですから、そこはしっかりと皆さんが自信を持って言い切れないと、我々だって結果的にどうなるかわからぬようなことを大丈夫ですなんて言ったら、我々も逆におかしくなるわけですから、そこは毎回言いますけれども、しっかりと確認をさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

○駒崎環境生活部長 各委員の方々から御意見をいただきまして、ありがとうございます。

平成8年に、県議会で、産廃処分場公共関与でやるべしということで意見書もいただいております。そうした経過を踏まえて取り組んでいるつもりでございます。

来年度実施設計に入るといようなことを申し上げておりますが、決して見切り発車をするつもりではございませんけれども、25年度、若干の厳しいスケジュールになってきておりますけれども、その目標を変えることなく取り組んでまいりたいと考えております。

処分量の問題、早田委員から御指摘があったとおり減ってはきておりますけれども、民間処分場だけになったときに、受け入れられない廃棄物、種類によっては出てくる可能性もございます。住民の不安というの、いま

だ変わっておりませんので、ここで公共関与によりまして最新の技術を使ってモデル的な整備をして、産廃処分場は産業施設として必要な施設であると同時に、十分な配慮をすれば安全であるということも見える形で進めていかなければならないという覚悟を持っております。

実施設計につきましては、見切り発車にならないように留意するとともに、具体的にどのような規模を、どのような場所に、どのような形で、どのようなふうにつくるのかということを進めていかないと、住民の方にも具体的なイメージがわからない。いつまでも基本設計のままでは話もできないという部分がございますので、ここはハードの建築に着工するのはともかくとしまして、実施設計につきましては、22年度中に入れるように取り組みを進めてまいりたいと思います。それぞれの委員さんからの御指摘を踏まえながら、強い覚悟を持って臨んでまいりたいと思います。

○城下広作委員 今、力強い部長の答弁で安心しました。

○平野みどり委員長 ほかにございませんか。

ないようでしたら、次に、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件についての質疑に入ります。質疑はございませんか。

○城下広作委員 浄化槽の件と申しますか、生活排水処理の施設の件でございます。

今回、浄化槽整備事業には、どちらかという手厚くいろいろとやっていただきました。農業集落排水と漁業集落排水に関しては、予算が厳しくなっている、それと同時に、今までの補助事業から交付金事業に大きく事業が転換をします。

この辺の補助事業でやってきた分と交付金

でやる部分のメリット、デメリット、どういうことが心配されるとか、されないとか、いろいろ現場、各自治体もどういうふうにあることで事業が変わるとか、この辺のことはトータル的に大枠どういうふうの流れがなるのだろうか、影響があるのかなと、プラスになる分があるのかなと、これをちょっと簡単に教えていただければと思います。

○西田下水環境課長 まず先に、予算の方から御説明いたします。

6ページの右下の方に挙げております。浄化槽整備事業が、来年度2億9,300万ということ、これは基本的には市町村からの要望額を把握したものでございます。ちなみに、農業集落排水事業とそれから漁業集落排水事業につきましては、今年度に比べてかなり減っております。

1つは、農業集落排水事業が、今年度まで6カ所だったのが、来年度からは4カ所に—2カ所が完了いたしまして、4カ所になるということで、新規に取り組むところがなかったということで、結果的に事業費が減ということでございます。

それから、漁業集落排水事業につきましては、昨年度の大型補正の経済対策で先取りして事業を実施したということがありまして、その分来年度予算の減という形であらわれております。

それから次に、交付金についてのお尋ねでございますけれども、交付金が設立された趣旨としては、地方にとって使い勝手がいいようにということで、創意工夫を生かせるというふうな趣旨ということで、事業かくかくの説明はあっております。

ただ、先ほど申し上げましたように、新しい枠組みの中では、生活排水対策は、下水道は交付金という形、それから農業集落排水事業、それから漁業集落排水事業につきましても、これは別途農林省所管の農山漁村地域整

備交付金という形になります。

それから、浄化槽につきましては、今までどおり環境省所管の——これはもう制度としては変更ございません。

したがって、現時点では、生活排水対策についてだけいいますと、国の縦割りの位置づけというのは、枠組みというのは変わってない。その中で、まだ交付金事業の内容がわかっておりませんので、どういうメリットがあるのかということについては、ちょっと現在検証を進めているところでございます。

以上です。

○城下広作委員 了解でございます。

○平野みどり委員長 ほかにございませんか。

○池田和貴委員 済みません、浄化槽について、ちょっと関連してでございますが、浄化槽事業については、各個人個人が管理をしなければいけないということがございます。ということで、なかなか適正に運用されているかどうかを、日ごろから、管理をすべき市町村ですとか県の方で見ていくのは大変難しいということは理解しております。

そういった関係で、今緊急雇用対策を使って浄化槽の維持管理に対しての調査をやられているかというふうに思いますが、今、その調査の結果はどのような形になっているのか、今の現状と、今後、その調査を受けて、どういうふうな形で進めていこうとされているのか、その辺をちょっとお聞かせいただけますか。

○西田下水環境課長 まず、市町村設置型の今の展開ですけれども、基本的には、個人設置型だと、市町村にとってみれば1回の補助で出し切りだと、あとはもう維持管理はそれ

ぞれの個人でやってくださいという形になりますが、市町村設置型ですと、維持管理まで市町村がやるということで、台帳の整備とか、あるいはそれなりの担当の職員も抱えなくちゃならないというふうな、そういうふうないろんな人的な負担も含めましてですけれども、負担が大きいということで、なかなか新しい取り組みをしてもらえないところがない。逆にちょっと今後減ってくる可能性があるということで、私どもとしては、危機感を持って、どういう形で、その辺はより拡大につなげていけるかということが大きな課題だというふうには認識しております。

それから、緊急雇用対策での調査の件でございますけれども、浄化槽につきましては、現在県下で15万基ありますけれども、正確な実態がわかっておりません。17年度に浄化槽法が改正されましたけれども、それで浄化槽の廃止届が義務づけられましたけれども、それ以前はちょっと野放しということで、実際どれだけの基数が動いているかということがわかりません。それを、今年度から3年間かけて、全県下すべての浄化槽の調査を行いたいというふうに思っております。

その取りまとめの結果ということでございますけれども、まだ集計が終わっておりませんので、その内容については把握しておりません。

以上です。

○池田和貴委員 それでちょっと今お尋ねしたいのですが、個人が設置される浄化槽のそういったものが、今実態をすべて把握していないというお答えでしたが、本来ここはだれが把握をすべきものなんでしょうか。

○西田下水環境課長 私どもの方と、下水環境課と、それから出先の保健所ですね。基本的には、そちらの方で把握するという形になっております。

○池田和貴委員 本来、じゃあこれは県が把握しておかなければいけなかったんですが、今まではなかなかできてなかったというふうなことでよろしいのでしょうか。

○西田下水環境課長 先ほど申し上げましたように、法的な整備がされたのが17年度からということで、それ以前のものにつきましては、法令で位置づけされたものであっても、例えばきちっとした届け出がなされてなかったものというものがございます。

それから、合併処理浄化槽の前のいわゆる単独処理浄化槽ですね。13年度からは禁止されましたけれども、特にそれについては建設後非常に長い時間がたっておりますので、なかなか実態が把握できてないと、あるいはまた、例えばもう住んでないというふうな家屋等もございますので、その辺について早急に実態を把握するのが、私どもの一番の責任だというふうに思っております。

○池田和貴委員 わかりました。それで、やはりこの実態を把握できるのが県であるとすれば、その実態を調べた上で、どこに問題点があるのか、どういうところにあるのかというのがわかるのも、これは県だと思うんですよね。

ですから、今後は皆さん方で実態把握をしていただいて、どうすればこういったものをよりよく改善できるのか、そういった提言をなるべく早くつくり上げて、関係機関と協議して、きちんとこの生活排水対策が進むようにやっていただきたいと思います。これは要望でございます。

以上です。

○平野みどり委員長 ほかにございますか。

○鬼海洋一委員 いよいよ今年度最後の委員

会となりましたので、ちょっと全体の問題について、まずお尋ねしたいというふうに思いますが、これは言うまでもなく、この取り組みというのは、有明海、それから八代海の海域の環境の保全、それから改善、それから漁業振興、このためにさまざまな施策がとり行われてきたと思うんですね。

しかも、特措法ができ、そして特別委員会からの提言があり、それに基づいて、財政支出についても、相当量の財政支出をしながら、さまざまの事業展開が行われて今日に至っているというふうに思います。

それぞれ今、下水の問題もそうですが、取り組まれてきているわけですが、相対として、その結果、この1年間、どの程度の保全、あるいは環境改善、これは水環境の問題もそうだと思うのですが、トータルとしての把握をされているのかどうかということについて、まずお尋ねをしたいというふうに思います。

○森永環境立県推進室長 環境立県推進室でございます。

今、トータルとしての有八の事業の進捗についてのお尋ねだと思いますけれども、先ほど御報告しておりますように、例えば生活排水についての下水処理率のアップでございますとか、あと水産についても——ただ、状況としては、後で御報告もあると思いますが、ノリにしても、アサリにしても、漁獲の減少というのも、あるいは販売額の減少、枚数の減少等もあるようでございまして、トータルでうまくいっている施策は着実に進めてはいるんですけども、まだまだ中長期的に克服といいますか、課題として取り組むべきものはまだ多々あるということで理解をしております。

○鬼海洋一委員 なかなかこれをやったからどれくらいの効果があらわれたのかというこ

とについては、数字としても難しい問題が確かにあるかというふうに思うんですね。

しかし、やっぱり1年終わった段階の中では、全体としてどういうぐあいに進んでいるのか、あるいは問題点はさらにどの程度あるのか、もう少しどこかで明らかにする必要があるのではないかとこのように思いましたので、今の御質問を申し上げたところです。

そこで、例えば、この年度も赤潮で相当の被害が出ましたよね。この赤潮発生のメカニズム等については、十分解明されていないという面もあるのですが、これは特に熊本だけの話ではありませんし、全国的にも同じような傾向が出てきておるところもあるのですが、国と県と、あるいは九州海域すべて、これは水産試験場、九州の担当する場所があるというふうに思うのですが、こういうところと連携して、その解明に向けての努力をやっているということはあっているのでしょうか。あるいは、今後の解明の方法に対する取り組みの方向性というのがあれば、少しお話ししていただきたいと思います。

○岩下水産研究センター所長 水産研究センターでございますが、今鬼海委員のおっしゃった点につきまして、昨年度非常に被害の大きかったシャトネラでございますが、これにつきましては、独立行政法人の水産総合研究センター、国の機関でございますが、あるいは九州大学とか、そういったところと一緒にしまして、発生メカニズムというものをこれまでも連携をとりながらやっています。

その中で、例えば八代海のシャトネラ赤潮につきましては、大体20度を超える水温になりまして、海底に堆積いたします赤潮の種といいたいでしょうか、シスト、これが発芽して増殖していくというような経緯もわかっておりますし、八代海の特に関西の方からが一つの発生源だというようなことも解明されてきております。

この赤潮の発生機構につきましては、非常に重要な研究対象でございますので、今後とも続けまして、国あるいは大学等の研究機関と一緒にやっていきたいというふうに考えています。

それと、先ほどの提言の方でも御説明いたしましたように、やはりそういった監視体制の強化とか、あるいは発生のメカニズム、さらにはその予察技術というものについて鋭意取り組んでいく必要がございますが、あわせて、やはり現実問題といたしましては、非常に魚類等に、熊本県あるいは長崎、鹿児島というところで大きな被害がっておりますので、その防除技術につきましても、国あるいは大学と一緒にしまして、連携をとりまして積極的に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○鬼海洋一委員 今お話がありましたように、なかなか簡単にいくことだというふうには思っておりません。ただ、熊本だけじゃなくて、全国的な研究機関とも力を合わせながら、解明に対する努力をやっていただきたいというのが私の思いです。

今赤潮の問題を言いましたけれども、例えば、これは30ページにあります泥質化した干潟の再生策の検討等につきましても、これは書いてありますように「調査等データが少なく」「原因はまだ十分に解明されていない」

例えば、今何が問題になっているかといいますと、覆砂でアサリの今後の収穫量の改善に対する要望等も強く出てきているわけですよ。ところが、なぜアサリが少なくなっているのか、原因解明等についても確たる結果が出てきていないわけでありまして、例えばそのための泥質化した干潟、これをどうするかということも大変大きな課題だというふうに思うんですね。

ですから、減少対応、これはもちろんしていかなきゃなりません、なぜそうなるかと

いう、そのことの解明の努力といたしますか、そこに対する予算等についても、今後一番重視をして取り組んでいく必要があるんじゃないかというふうに思っているものですから、今あえて、それらの解明に対する積極的な努力と、事業としての財政の裏づけといたしますか、そのことをこの際お願いしておきたいというふうに思っています。これは後で駒崎部長の方からお話があれば、今私が言った件について御感想をいただきたいというふうに思っています。

それから、もう1つ質問したいと思います、これは水産振興課でしょうか。

実は、先般の上天草の市議会の中で議論されたというふうにお聞きいたしておりますが、山口先生のところですよ。海砂採取、12月議会で大変問題になりました。違法の採取、32万立米という膨大な量、ちょっとお互いにびっくりしたものであります。

ところが、その業者が現在の段階では何の処罰も受けないで、依然として採取を続けているという中で、特にタコつぼ——あれは有明とかタコつぼ漁なんか非常に活発なところですけども、採取をしたその汚れ、汚濁、あるいは洗浄したからかもしれませんけれども、これによってタコつぼ漁が非常に厳しい状況になっているという漁業者からのそういう要望を受けて、どうしているんだというような質問がなされたかに聞いております。地域の漁民の皆さん方の、そういう漁場に対する環境悪化、あるいは漁業不振のそういうものが届いているかどうかというのが、まず1点です。

それから、上天草市議会で今申し上げましたような議論が行われているわけですが、上天草市議会の中における議論の内容というのが県の方に届いているかどうか、あるいはそれに対する対応というのはどうなさっておられるかという、この2点をまずお尋ねしたいと思います。

○神戸水産振興課長 上天草市議会の方で質問が出たということは伺っております。具体的に、上天草市の方から、事情といたしますか、状況について、うちの方に問い合わせがあったというわけではございませんけれども、それ自体については、こちらの方でもつかんでおります。

今タコつぼの状況についてお話がございましたけれども、各隣接漁協とその有明町漁協組合に対して、状況はどうなっているんですかという質問をいたしておりますけれども、具体的には、こういう被害が起こっているということについては、漁協の方からはございませんでした。

○鬼海洋一委員 ここは、12月の議会で、あれほどこの委員会の中では多くの委員の方々からも御心配をいただき、大変な議論になった内容、そういうところは、この現場に起きている問題ですよ。

そこで、今水産振興課長の方からは、状況については聞いていたというようなお話でありましたが、その状況が、これは環境保全課の方に行くんでしょうか、環境政策課の方でしょうか、森永さんの方でしょうか。そういう、庁内で、この前の議論に基づいて、そういう事態が発生しているという状況に対する報告と、庁内でのその問題に対する議論というのがあったのかどうかということについてお尋ねしたいと思います。

○森永環境立県推進室長 12月の違法採取の摘発を受けて、県庁内に海砂利採取の検討会議という各課長さん方がメンバーの会議がございます。この中で、先ほど産業支援課からも御報告いただき、水産振興課からも御報告いただきました再発防止策の検討でございますとか、あるいは今度も許認可を具体的にどうしていくのか、行政処分をどうするのか

とか、いろんな情報を多角的に集めて、このところ毎週1回ぐらい意見のすり合わせ、検討を進めている状況でございます。

○鬼海洋一委員 私たちの常識では考えられないことですが、あれほど問題になったその業者が、既に海砂利の採取という活動を始めているということについて、高口課長は御存じでしたか。

○高口産業支援課長 産業支援課でございます。

天祐海運の操業状況につきましては、毎月、翌月の20日までに活動状況を報告する義務がございますので、それで御指摘のように、1月に採取をしている状況を把握いたしました。その前に、昨年12月10日にこれが発覚した後、翌週15日に、三角の海上保安部の方に事情聴取というか内容の確認をしましたが、そのときは、保安部の方からは、特に捜査情報ということでいろいろ詳しいことをお聞きできませんでしたが、翌日16日に天祐海運を呼び出しまして、こちらの方で事情聴取をさせていただきました。

その際に、こういう問題が起きたので採取は自粛をしてくれということで、口頭指導をさせていただいております。その後、1月に採取をしたという実績が上がってまいりましたので、再度口頭指導をいたしましたが、改善されませんでしたので、先般私どもの方から、部長名で、文書で……（「ちょっと聞こえるように言って」と呼ぶ者あり）文書で指導をしたところでございます。

ただ、前回12月議会でも答弁させていただきましたが、砂利採取法上——というのは、今回の違反に関しましては、平成20年度の案件での違反でございましたので、これをもってことしの採取をとめるということは現実には難しい状況でございます。

ただ、そうはいつともとめられないだろう

かということで、年明けの1月15日に、今年度分の採取につきまして、関係の3課で立入検査を行っております。ただ、こちらの方で見れる書類で確認した範囲では、違反の事実が今年度分に関しては確認できませんでしたので、現状ではとめられておりません。

以上でございます。

○鬼海洋一委員 前回12月議会で問題になりましたのは、20年度の採取の量に対して、32万立米という大変膨大な量の採取があった。そして、今再開をしている業者の話聞いてみますと、今掘っているのは21年度で認められたものですから違法ではありませんと、こういうことでやられているというふうにお聞きいたしました。しかし、これはいかがでしょうか、委員の皆さん……。

○西岡勝成委員 いいですか、私も関連して。

私も、非常に厳しい意見を、この前12月議会に言わせていただきましたが、全くこれは業者からなめられていますよ。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）違反して、これだけ何十倍という量をとったあげくに、まだほかの許可の部分だからなんて言うて。

今から覆砂用にみんな待っているんですよ。その分はとって、ほかに売ってあるんですから、これからどうするかということも考えないかぬのに、別の権利なんて、そういうのを認めておくこと自体が県が甘い。それはもう即取り消しですよ。もう2回目ですよ。

○鬼海洋一委員 ちょっと本当に笑ってしまうという表現みたいな感じですよ。ですから、既にこれだけ膨大な違反があったという事実の中で、次に22年度からの覆砂に対するこの海砂利のものをどうしていくのだろうかという新たな問題点も発生している、極めて深刻な問題だというふう思うんですね。

今西岡先生の方からお話がありましたように、20年度問題になった、あれだけ——しかも、海上保安部から摘発されて検察庁に送られているわけですね。それが21年度は許可されているから許可どおりにするんですなんていうことが許されるということ、そのものが問題ではないのかな。そのことに対してどう対応するかということについては、深刻な思いでやっぱりやるべき必要があるんじゃないかというふうに思っております。

前回、平成16年でしたかね、そのときには摘発されて検察庁の処分がすぐおきています。今回は12月に摘発されて、今検察庁送りですね。検察庁処分がおくれているということが、行政処分がおくれている一つの理由として言われているわけでありましてけれども、なぜ行政処分が、既に3カ月もたつわけですが、出されないのか、あるいは検察庁の処分がそれほど長くたつてもなされないのかということに対する調査はなされましたか。

私も、きのう海上保安部の方に行って部長と一緒に話をしましてまいりましたから、細かな話をここでするわけにはいきませんが、その事実についてお話ししたいと思っております。

○高口産業支援課長 先ほども少し御説明をしましたが、昨年の12月10日の告発を受けまして、私どもの方も、私も昨年12月15日に三角の海上保安部の方に参りまして、向こうの担当課長さんとも小一時間ぐらいろいろとお話をさせていただきました。ただ、告発の内容については、その場では、これは捜査情報に係る話なので申し上げられないというふうなことでございました。

ただ、あといろいろ、例えば今年度の分とかについてさらに調査がされないのでしょうか、あるいはしていただけないのでしょうかというふうなお話もさせていただきましたが、今のところその予定はないというふうな御回

答をいただいたところでございます。

私どもも、ことしの1月に立入検査を行った大きな目的は、私どもの手で何か業者の方での不正が確認できないだろうという思いの中で立入検査をさせていただきましたが、私どもも、この砂利採取を所管しております経済産業省の方にも、今回の3倍に及ぶ違法採取を踏まえて、従来の方の見解よりかもうちょっと踏み込んだ書類、例えば会計帳簿とか申告書とか、そういったものを検査の対象にしてくださいということで、文書で本省の方に照会させていただきましたが、それに対する見解は、そこまで砂利採取法上で調査対象にするのは適当ではないという御返事を国の方からいただきましたので、残念ながら従来以上の調査といえますか、については、砂利採取法上は難しいということでありました。

そういった状況の中での立入検査でございましたので、残念ながら私どもの方では、今年度の分について、認可計画を取り消すというふうなことができる証拠を把握することができなかったというふうなところでございます。

○鬼海洋一委員 もうお聞きのとおりで、まさに不合理、不条理な状況に現実は現在なっているというふうに言ってもいいと思うんですね。それから、問題点の解決のためには、今お話がありました経産省との関係もあります。

ですから、そこに対して、具体的に今発生している事案に基づいて、何が問題なのかということを明らかにしながら、一方で、やっぱりこの中でも、そう報告をいただきながら、経産省の問題、こうあるんですよというふうなことは明らかにして、我々議会としても対応できるような状況をつくっていかねければ、何も進まないじゃないですか。こんな不合理な不条理な状況を放置して、今も既にやっているんですよ。

そういうことを何も歯どめができないということになれば、じゃあ例えば特別委員会からこの委員会に付託をされて、県の方に提言書を出されている海砂利採取の対応等の問題については、前進をしたようにわざわざこういうのをつくったけれども、これが何もなくなっている現状が今あるわけですからね。どうするのかということについては、もっと深刻に考えて、まさに行政の科学？ じゃありませんけれども、科学的にどうやってそれが現実的にできるのかということに対する研究をやり、あるいは議会としての協力をいただくということが筋じゃないのかと思うのですが、部長いかがですか。

○駒崎環境生活部長 12月の委員会から、この問題につきましては、たくさんの御意見をちょうだいいたしております。事前にわかる範囲の資料で御説明した経緯もごさいすけれども、重ねてお話を申し上げたいと思います。

今鬼海委員からお話がありましたように、違反行為を行った業者に対して毅然とした態度をとるべきではないかという御指摘、全くそのとおりであろうと思います。

ただ、その中で、今担当課からは、法制度の中で対策を講じていくんだということで、一回出した許可を取り消すためには、それなりの根拠が要るし、根拠を確認するためには、今関係の書類が押収されていて、なかなか事実を、確たるものがつかめないという状況にあるということをお願いしたいと思います。

この問題は、違法採取という事実はどう対処するかという問題と、今鬼海委員から最後の方でお話がありましたように、今後のことをどうするのかという複数の要素がありまして、環境を守るという面と、一方では、覆砂など水産資源の回復、水産業の振興という、そうした面の配慮という二面性のある問題が

根にあるのかなと考えております。

そこで、きょうの段階で私からお答えできますのは、1つには再発防止策という全体的な話、これは問題の業者だけではなくて、他県でも問題になっているようでございますけれども、許可を与えた業者が許可以上にとっってしまうということをどうやって防ぐか、その部分が1つあるかと思えます。それについては、今幾つか委員会資料の中で書いてあるところがございます。

もう一つは、違反を行った当該事業者にどういう対応をしていくか、はっきりいえばペナルティーをどのように課していくのかということになるかと思えます。

この2点については、委員の皆様方も異論のないところであろうと思います。再発防止策はできるだけものと考えていきたいと思えますし、違反者へのペナルティーというのも法制度にのっとりやっていきたい。

ペナルティーも、私は2種類あると思っております。1つは、過去の行為について罰則をかけるという趣旨のペナルティーであります。それは、1つは刑事罰でありますし、もう一つは、県の方で動くことのできます過料を科す、支払いを免れた額の5倍以内で過料を科すということが出来ます。

それから、不当利得ということで、支払いを免れた額は当然払ってもらうということで、そういう刑事罰とあわせて、経済的に違法な利益の分は掃き出させるという対応も必要かと思っております。

もう一つのペナルティーは、将来にわたるペナルティーでありまして、これは委員会資料にも書いてございますけれども、登録の取り消しでありますとか、一定期間の業務の停止ということになってまいります。

今年度分の許可を取り消して採取をさせないという判断ができるかどうかについては、そこは専門性のあるところでごさいまして、一たん出した当該年度の許可を、過年度の不

法行為を理由に取り消せるかどうか、しかも、その確たる事実がまだない中で、どのようにするかというところで悩ましい部分がありますので、ここはしっかり検討させていただきたいと思えます。

担当部では、自肅要請をして、しばらくは業者も自肅をしていたと聞いておりますけれども、現時点で操業をしているということで、今担当の部長名で文書を出してあるというふうなお話でございますが、そのほか既存の制度内のできる限りのことを何か考えていかななくてはならないかなと思っております。

もう一方の面でございますけれども、鬼海委員から、先ほど砂利採取の削減計画の表もお示しいただきながら御発言がございましたけれども、委員会の提言を受けまして、県の方、執行部の方で削減計画を立てて、5年間で減らしていく部分、全体量でこれだけをめどにということで計画を立てておりますが、昨年とった分を問題の事業者が違法に県外に持ち出したりしているというふうなお話もございまして、今年度以降、覆砂とかいう部分についてどう対応していくのか。

法を遵守しない、1つのいわばけしからぬ業者が、許可量を超えて大幅にとってしまったから、翌年度以降、覆砂に必要な砂が一切出てこないとなりますと、この問題の最終的なしわ寄せは、覆砂を望んでおられる漁業者に行ってしまうということになりはしないかという懸念も持っております。

一方で、これまでどおり済んだことは済んだことということで採取を認めていきますと、当然漁場が荒れたり、水産の環境、海域の環境が悪化するということがございまして、これは環境に負荷を与えまして、漁業者にも遠からず影響があるでしょうし、県民全体の不利益ということで、1つの違法業者のしわ寄せを県民がかぶるというふうなことではないのかということになります。

そうした両面を見ながら、総合的な判断が

必要な場面だと思っておりますので、大変悩ましいところでございますけれども、覆砂を望んでおられる事業者への対応と、それから海域環境を守るという点、それと違反行為を行った当該事業者への厳しい対応、そうした面のバランスをとりながら、どこからもおかしな結論にならないように、そこはきちんとした対応が必要かと思っております。

きょうの委員会では、まだ執行部内で総合的な結論は出し切れていませんので、具体的にこうするというふうな回答はお示しできませんけれども、執行部の方で、きょうの委員各位の御発言の趣旨、委員会の12月以来の御審議の空気というものも踏まえまして、しっかりと取り組ませていただきたいと、そのように思います。

○鬼海洋一委員 今部長のお話を聞きまして、今後の問題等についても細かく分析しながらやっていくというお話でしたから、それはそれなりにぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

今回が初犯なら、こういう状況にあるということにつきましても、ある意味でやむを得ないのかなという、認識されていない状況もいっぱいありますからというふうに思うのですが、しかし、2回目ですよ。しかも同じ業者ですよ。ということは、やっぱり前回その事実があったわけですから、そして前回の中でも、恐らくきょうやっているような議論と同じようなものが、法律上の問題とかなされたと思うんですよ。できないこともあると、その範囲の中ではなかなか難しい問題も……。

だから、既に対応についても議論をされてきて、そして問題点も、ある意味では明らかになっていた課題もあったのではないかと思うのですが、生かされているかどうかという意味で、やっぱりもう2回目だから、もう少しびしっとなつてしかるべきではないかとい

うふうに思いましたから、あえて申し上げました。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

そこで、もう1つ問題は、今回のこの採取については、業者が現在は4カ所ですか。八代海の方で3業者、それからこの有明海の方で1業者ですよね。この業者が、この前やって、また同じ業者でやる。業者の数が、これは1業者と限定されているところに、こういう何かなめたようなことを業者自身がやるという、一つの背景としてはあるのではないかというふうに思うのですが、業界全体の中で、この業者しかできないんですか。それはいかがですか。

○高口産業支援課長 海砂利の採取につきましては、以前は——10年ぐらい前ですけれども、有明海の方ももっとたくさんの業者がございました。これは、採取場所が今の有明町沖だけではなくて、上の州とかガッツの州とかにも業者がおりましたので、たしか当時10業者ぐらいあったと思います。ただ、それぞれの2つの採取場につきましては、採取ができなくなったということで、今結果的に1業者、有明海側は1業者になっているというふうな状況でございます。

○西岡勝成委員 ちょっと蒸し返すようですが、前回の違反が、大きな、これは大量な違反だったわけですね、違反採取で。その経過を踏まえて、我々は、骨材にしても、覆砂用の砂にしても、段階的に、計画的に、あの表をつくってきたわけですよ。それが見事に、また業者によって元も子もないような状態にされた。もう倍ととるわけですから、既に。すると、覆砂を望んでおられる方々の砂をとってしもとるわけですよ。今度は、それをまた余分にとって、ほかに売ってあるわけですから、他県に。

熊本県の覆砂に売ってあるならまだいいん

ですけれども、他県に売ってある。すると、またその分をとらないかぬ。すると自然界はまた荒れる。そういう、我々が苦勞して、いろいろ議会内でもありましたけれども、段階的に減らしていくんだと、海を守るためにというあれが、見事に一業者によって崩されているんですよ。このことをやっぱりきちっと踏まえてやらぬと、業者からなめられていますよ、完全に行政が。

○鬼海洋一委員 だから、さっき言ったように、依然として1業者ならば、じゃあまた次に計画を立てたときに、その業者にさせざるを得ないわけでしょう。そういう意味では、業者そのものの今後の育成を含めて、あるいは、その場所に投入できる業者の選定を求めて、どうするかということもやっぱりちゃんと持っておかなければ、その業者に対する処分等もできるはずがない。だから、その点も、この際一つの研究テーマとして申し上げておきたいと思います。

○山口ゆたか委員 鬼海先生が御心配のとおり、地元でございますので、私も、司法の判断、司法の処罰、行政の判断、行政の処罰を受けることは、地元としても、それはいたし方ないことだというふうには思っております。

しかしながら、その全体として、今先ほど駒崎部長の答弁にもあったように、総合的な判断を持って今後進めてまいるということでございますけれども、総合的な行政運営が行われてきたかというのはいささか疑問でありまして、例えばちょっと端に、各論に行きますと、今覆砂の問題を言われておりますけれども、県としても細骨材の問題もあるのじゃないかというふうにも感じております。

そういう中で、今覆砂という側面から問題提起がされておりました、県全体として、公共事業をどう支えるのか、そしてまた水産業

をどう支えるのか、そういったことも含めて、まだまだ俯瞰的な視点から総合的な行政運営が行われるべきだったというふうに、3年間を通じて感じるどころであります。

昨年度においては、調査においてもしっかりとしてくださいねという要望は一度させていただいておりました。そういうことも含めると、さまざま御批判もありますけれども、もうちょっと考察も深めた中で、行政運営、行政の判断をしていただかないといけないのかなというふうに感じます。要望しておきます。よろしくお願ひします。

○平野みどり委員長 鬼海委員の、なぜ1業者かということについては……(発言する者あり)答弁いただきますか。

○高口産業支援課長 1業者しかないというのは、私どもも非常に問題だというふうに認識しております。今回摘発を受けまして、過去に採取をやっていた業者さんの実態がどうなっているのかということにつきましては、私どもでも専門の調査機関等を活用しまして調査しております。

ただ、すべて倒産状態、もしくは法人が休眠状態というふうなところもございまして、当時採取していた採取船ももうないという状況でございます。したがって、もとやっていた方が新たに参入するというのは、現状では難しい状況ではないかというふうに私は認識しております。

今、海砂利組合の方にも、何らかの改善ができないだろうかというのは、組合の方ともいろいろお話をしておりますが、もう4業者しかない組合でございまして、しかも、有明海側と八代海側では採取する船の大きさとか採取方法がかなり異なっております、例えば八代にいらっしゃる業者の方が有明海側で掘るといのは非常に難しいというふうにも伺っております、現状では、業者数をふや

すということに関しての適切な対応策は、まだ私どもでは見出していない状況でございます。

○鬼海洋一委員 問題点が明らかになっておりますので、ぜひ、そのことを含めて、対応策をとっていただきたいというふうに思います。

○平野みどり委員長 ほかにございませんか。

○城下広作委員 ちょっと関連で。

部長から、確たる証拠がない段階が——例えば3月もずっと過ぎて4月も過ぎるとすれば、結果的には、23年度も申請を出したら認めなきゃいけないということになるということと理解するということですか。

○野田河川課長 22年度の許可でございましてけれども、22年度の許可の申請は現時点ではなされていない段階でございまして、22年度の許可申請が提出された場合でございまして。当該業者が、まだ摘発という段階で、司法の判断が下されていないという状況でございまして、今後の対応としましては、20年度の最終の超過採取の事実関係を十分確認した上で、許可をすることが適当かどうかについて慎重に判断していきたいというふうなことで考えています。この海砂利につきましては、基本的に国有財産でございまして、国土交通省の方と相談しております。

それと、22年度の許可に当たりましては、そういう、まだ事実関係が十分に確認できていないという状況でございまして、弁護士の方とも、どういうふうに対応できるかということは今相談しているという状況でございまして。

以上でございます。

○城下広作委員 結果的には、ちゃんとした関係する当局の答えが出ない限りは、県としては、今の法律上はずっと許可を出していくしか仕方ないんだと、言いかえればそういうことになるわけですね。それを間違いなくとっているだろうと言われていた分に対して、歯がゆい思いをしていろいろ考えているけれども、何らかの形でということで、県がやれる分で過料とか云々かんぬんでいろいろやる、また自粛をお願いする、これしか今のところないということですね、現実には。

○野田河川課長 20年度の超過採取に関しましては、当然その事実が確認できましたら、過料なり不当利得返還等を行うということは、これは厳正に対応していきたいというふうに考えています。

22年度の許可をどうするかにつきましては、やはり事実が確認できるかどうかというところが非常に大きゅうございます。それを、摘発の段階で次は起訴になるわけですが、どの段階でできるのかということも含めて今相談しているところでございまして、じゃあ摘発の段階でできないのかということも含めて相談しております。

これにつきましては、まだ本日時点で許可申請がなされておられませんので、なされた時点では、適切な期間をもって私どもはそれに処理する必要がありますので、その期間内に処理していきたいというふうに考えています。状況に応じて対応するようなことを、今相談しているところでございます。

○山口ゆたか委員 あと1点、鬼海先生から、水産の側面から御懸念がございましたので、そのあたりも、私たちが今まで説明を聞いているところをちょっと考えますと、今の有明の地先でしかとれないということも説明として聞いているんですよね、水産課から。そのときに、なぜかということになると、水

産に影響を及ぼすかどうかは現時点では判断できないと、水産課から私たちはヒアリングを受けております。堤次長は黙って座っとらすですけども、説明はそういう説明をされたですよ。

今後、さっき申し上げた総合的な判断とか言われるのはわかるんですけども、その運営でちょっと疑問を感じるの、選択肢はなかったんですよ、我々とすれば、皆さんの説明を聞いてってですね。今問題提起されるのは、漁業に対する心配であるわけですよ。このあたりはどうしていきますか、今後。

○堤農林水産部次長 これは処分の内容にもまたよるわけでございまして、基本的には、やはりアサリのためには、これは覆砂がぜひ必要でございます。そういった意味では、ぜひ覆砂をしたいというのが漁業者の第一の希望でございます。

ただ、県外で持ってくる、県外産の砂を使うということも、これは可能でございますけれども、漁業者の立場からの話ですと、いろんなやっぱり害敵生物、こういったものがまじってきて、逆にアサリに害を与える、そういった可能性もないではないと。過去にあっているわけでございまして、よくわからない病気もやっぱりはやることもあるわけでございます。

そういったことから、よかったらというか、ぜひという言い方があるわけでございますが、県内の砂を使わせていただきたいというような希望が非常に強いということから、我々としても、確かに処分というのはきちっとやるべきと、一方では水産振興もやってほしいというこの両面、二律背反する問題かもしれませんが、そういったところで落としどころをぜひ探していきたいと、そういうふうな気持ちでございます。

○山口ゆたか委員 あと、採取する場所です

ね。これをどう考えるか。じゃあ、その前提となったのが、皆さんの説明からすれば、早々に水産資源の減少につながるものではないというような説明を受けております。

そういったことをどうとらえていくか、どうとらえるかということも大事だし、我々は、それを住民意見とすり合わせて、どう政治に生かしていくかということが大事だと思うんですよね。そのあたりをどうされますか。

○鬼海洋一委員 ちょっとその前にいいですか。

先ほどの駒崎部長の話によりますと、今堤次長から言われている問題については、まだ部内で調整中だと、覆砂用の砂をどうするかということについては。だから、その問題を今議論していいんですか。覆砂用に必要だから掘らせてくれというお話がありましたけれども……。

○駒崎環境生活部長 今堤次長からは、漁業者からはそういう強い要望があるということをお話していると思います。県としての方法の選択肢、12月議会で、特別県外から持ち込むということを含めて考えていくというふうなことで整理をしていただいた。県の方の削減の特例というふうなことも、今後の課題ということで残っていると思いますので、この場で結論を出すということは、なかなか私としては難しいと考えておりますが、そこは今後委員会とも引き続き協議しながら、県としての許可方針、運営方針はつくっていく必要があるとは考えております。

○西岡勝成委員 漁業者としては罪はないわけですよね。本当は覆砂を願っているアサリ業者としては罪はなくて、採取業者が勝手に余分にとったその分が、許可の分までとってしまっているというような状況ですから、で

きれば、今新聞紙上あたりでもアサリが非常に激減をしているという流れで、やっぱりアサリ業者としては覆砂というものを非常に期待されている部分があるので、それは取り締まりを厳しくせないかぬとはもちろんわかってはいますけれども、そのこととやっぱり業者とは別に考えてやらぬと、余りにもアサリ業者がかわいそうな部分があると思うんですよね。

その辺は、マッチするか、自然環境との話もありますけれども、その辺はやっぱり少々考えてやらぬと難しいんじゃないかと思うんですけどね、私は。悪いのは、違反した採取業者ですから。

○堤泰宏委員 私も、何も言いまいと思ったけど、つられて。

覆砂が、確実にアサリの生育によいということをお話にして、それを疑うといかぬと思えますので。私は海のことは全くわかりませんけれども、きょうは、たまたま産業廃棄物の公共関与の施設ができますよ。今つくってありますね。ですから、本当に覆砂がアサリにいいということであれば、2つが今対立しておるわけですから、これは公共関与かなんかで砂をとって漁業者に提供するとか、そういうことをせぬと、これは解決せぬとじゃないですかね。

とんでもない意見かもしれぬけれども、どうせ覆砂には予算を出しとるわけでしょう、覆砂をすること自体に、漁業者に、漁協か。ですから、砂をとるとにも予算をつけてもいいような気がするですね。これは永遠にやっつかないかぬですよ。私たち一般的考えでは、有明海の砂を違法にとるとするのは、これはやっぱりかなり重大な罪ですもんね。そういうことを感じました。公共関与型でいっちゃやらんといかぬと。

○平野みどり委員長 御提案ということによ

ろしいですか。

○堤泰宏委員 いや、もうそが感感じたけんですね。私どもは委員だけん、何言うたっちゃよかったですね。

○平野みどり委員長 この問題ですけれども、最終的には、きょうの時点では結論は出ないという重い課題でございますけれども、今回委員会は終わりますけれども、来年度に向けて、必要であれば私たちに適時情報をいただきながら、来年度の課題という形で継続させていただくということで、一たんこの議論はここで終わらせていただいでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○平野みどり委員長 ちょうど12時になりました。まだほかに残っておりますけれども、一たん1時間昼食ということで休憩をさせていただきますということで、1時に再開させていただきます。よろしくお願ひします。

午後0時2分休憩

午後1時開議

○平野みどり委員長 では、全員おそろいになりましたので、質疑を再開させていただきますと思います。

2番目の議題であります有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関してですが、海砂利採取の問題は一応議論を終わったということで、その他、この2番目の議題についてございますか。

○城下広作委員 赤潮対策で、国と共同研究とか、いろいろやるとかいう話があったじゃないですか。だけど、これは22年度はまだ予算がついてないということになっていますよね。これをちょっと……。

○岩下水産研究センター所長 22年度の予算につきましては、今回の議会の方に提案させていただきます。

○城下広作委員 そうですか。46ページに予算のあれがなかったものだから、これを見てからちょっと気づいたんですけれども……。

○岩下水産研究センター所長 47ページの方でございます。

○城下広作委員 ああ、済みませんでした。

○岩下水産研究センター所長 よろしくお願ひします。

○平野みどり委員長 ほかにございますか。

○山口ゆたか委員 今、城下先生が指摘というか質問された赤潮防除の関係ですけれども、これは新たな取り組みだと思っております。視点でいえば、水産の振興、養殖業に対して影響を減らしていこうということだと思っておりますけれども、3年間この特別委員会にいらしていただいて、再生という視点からではなくて、水産振興と絡めた有明海・八代海の再生に重きが置かれているんじゃないかというふうに感じております。

そういった考えから12月も質問させていただきましたけれども、この赤潮防除の技術の開発、これは試験的な研究も含まれておると認識はしておりますけれども、今後、再生策というものについては調査の必要性も議会の中で訴えておりますし、どのように再生という取り組みを——もう一歩私は進めてほしいというふうにして思っております、そのあたりを部長としてはどのように考えておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○駒崎環境生活部長 12月、委員からも御質

問がございましたし、先ほど午前中も鬼海委員の方から若干関連した御質問があったかと思いますが、有八再生計画につきましては、いろいろ目標を立てて取り組んでおられまして、御説明する中でも、こういう事業をしましたという、いわば政策評価でいいますと、活動指標的な、こういう活動をした、こういう事業実績が上がりましたということまでは比較的御説明ができるわけですが、それによってどの部分がどうなったかという成果の説明、どういう成果指標を立てて、また、その成果をどうやって測定して、県民の皆様初め議員の皆様にも御説明していくかというのはなかなか難しいところがございます。そのために、国と県で役割分担をしながら調査項目を決めたり、各県と分担して取り組んだりという作業をしております。

その中で、当然水産の振興というのを重要な柱に立てております。海域環境の改善と水産の振興を両方目指すというのが再生計画の柱でございますので、水産振興を二の次にしているというふうなことは決してございませんけれども、水産の場合にはいろいろ複数の要因がございます。

貝の話にしましても、かつてはトビエイなどのアサリの天敵の話もございましたし、最近でいえばホトトギスガイという競合種の話もございます。海水温の話とか、海水の栄養の状態とか、海流の状態とかいろんな複雑な要素がある中で、具体的にここがこう改善されたというのがなかなか明らかでないところもございます。

アサリについても、ここ数年非常に生産量が回復していた時期もございましたけれども、ここ数年、ごく最近では大幅に落ち込んでいるという状況がございます。

いろんな複数の要素がございますので、県の取り組みの結果、ここがこうなったというふうにはなかなか申し上げにくいんですけれども、できるだけ専門のスタッフ、農林水産

部とか水産研究センターと調整しながら、水産振興の実が上がるように、あるいはどうやってそれをわかりやすく御説明できるかも工夫しながら、取り組んでまいりたいと思います。

○平野みどり委員長 よろしいですか。ほかにございせんか。

ほかにございせんので、次に地球温暖化対策に関する件についての質疑に入りたいと思います。質疑はございせんか。

○鬼海洋一委員 本会議の中では、守田副委員長、守田先生の方から質問がありまして、この間の特に事業者等との意見の交換、あるいは希望等参酌、相当な努力をいただいて、おかげさまで条例ができました。関係の部局の皆さん方は大変なことだったろうと思ひまして、改めて敬意を表したいというふうに思ひます。

きょうも、いろいろ、例えばバス路線の編成の問題だとか出てきておりますけれども、それなりに対応をいただくことだろうというふうに思うのですが、より具体的に現実のものにしていくためには、やっぱり市民、県民の協力と、あるいはこのことに対する参加、これが非常に大きな力になっていくのではないかとこのように思うんですね。

実は、西岡県議がおられますけれども、議員の中では、西岡先生を代表として、教育の分野で環境教育を進める県議の会を立ち上げて、さまざまな研究活動をやったり、視察をやったりしているんですけども、基本は、その中でデポジット制度の提起あたりもあつておりますが、これは改めて、そういうものを議会で議決するような意見書を提出する機会も出てくるというふうに思うのですが、エコポイント制度ですね。これは森永さんのところ、熊本県版エコポイント制度なんていうのは、これはできぬものでしょうか。そうい

う検討をなさったことはありませんか。

○森永環境立県推進室長 今エコポイントについての県の独自の取り組みがどうなのかという御質問でございます。

委員の皆様御案内のように、今国の方で、家電製品のエコポイント、あるいは最近住宅のエコポイントというのもスタートしております。それとあわせて、各県の取り組みを支える環境省の支援制度あたりもできております。

本県では、今現在具体的にこれはというのはないのですが、先ほど鬼海委員からも御紹介ありました、県民総ぐるみの県民運動の推進会議という組織を設けておまして、この中で、企画委員会を中心に、新たないろんな削減に向けた取り組みができないか、検討を進めているところでございますが、その一つのメニューとして、家電部門の対策であり、メーカー側ともつながった政策として、エコポイント制度導入が検討できないかという課題がございまして、今月の末に、その推進会議の中に新たなエコ消費推進委員会という、事業者の皆さん、それから市民、環境団体、いろんな皆さんが入った会議体をさらにつくることを今進めておまして、その中で、例えば太陽光の利用促進でございますとか、今お話があった家電商品とかの買いかえを進めるためのエコポイント制度の検討でございますとか、あるいは車のエコカーの推進等、そういった家庭部門中心の対策の削減を進めるための新たな県民運動づくりのための検討を今進める準備をしているところでございます。

○鬼海洋一委員 熊本の、何と申しますかね、熊本らしさというか、熊本独自と申しますか、そういう取り組みを進めて、県民総参加でやっていくところに、この条例制定の大きな意義があるのではないかと申すふうに思

いますね。ぜひ、御検討——特に県民総ぐるみ運動の皆さん方との要望と申しますか、実現するように取り組んでいただくようお願いしておきたいと思っております。

○池田和貴委員 関連してよろしいですか。

済みません、今の鬼海先生の質問に関連してですが、確かに先生おっしゃるように、県民全員がそういった意識を持って取り組んでいただくことが私も望ましいと思っております。

ただ、現実的には、ヨーロッパの例もそうですが、日本の場合も、今回太陽光発電がかなり補助制度も拡充をされましたし、昨年11月からフィード・インタリフ？制度になったということで、やはり経済的にメリットを受けられるような施策が出てくると、そこはかなり進んでいくという現実があるということも踏まえなきゃいけないのだろうと思っております。

というのは、その理念は非常に皆さん思っているんですけど、実際の取り組みに一步進もうとしたときには、やはり個人の財布にメリットがあるかないかというのは、その進捗には大きな影響はあるんだろうと思っております。

そういった意味では、今回条例をつくっていただいて、来年計画をつくられます。そういった中にも、そういう動機づけとして、やはり個人の経済的なメリットもある程度享受できるようなことを入れ込むことも、進めるためには必要じゃないかというふうな気がしているわけでございます。

そういった意味では、ほかの県でもやりますように、例えばカーボン・オフセットのマッチングをやることによって個人がそこに参加できるような仕組みですとか、県独自がグリーン証書を発行することによって個人的なメリットが出るような方策ですとか、そういったものがいろいろ考えられるというふうに思っております。

他県の例を見ると、そういった例もありますし、例えば宮城県なんかでは、これは逆に温暖化防止のための条例をつくって、それで個人から1,000円ずつ、企業からは資本金に合わせて税を徴収して、いただいた税金をもとに温暖化対策を打っていくというようなそういった流れもあって、いろいろ各都道府県たくさんあると思うのですが、そういったいわゆる個人、県民の皆さん方が参加をしていただくために、より理念とともに、経済的なメリットを受けながら、それを加速させていくような方式とか、そういうものはお考えになっているかどうか、それをちょっとお伺いしたいと思うのですが。

○森永環境立県推進室長 今回、条例にあわせて、事業者計画書制度の導入に伴いまして、中小企業の皆様のいろんな省エネ設備の更新等についての補助制度、あるいは、これは県民の視点というよりも、どちらかというと事業者側の視点になるのですが、エコ通勤制度という形で、従業員の方がエコな通勤をされる——ノーマイカーとかエコドライブとかをされる際の環境整備として、事業者の施設の中の駐輪場整備とか、そういうものを補助する制度を計画書にあわせて導入することを考えておりまして、どちらかというと個人の動きに訴える方は県民運動という形で進めていくのですが、その両輪として、今回条例の中でも、新しい仕組みとして、計画書制度という形で、事業活動、エコ通勤、それから建築物ということで、3つの計画書制度を導入いたしまして、いわば仕組みを導入することで削減の実効性を高めていきたいと考えておりまして、行き着くところは県民の方に行き着いていくと思うんですけども、特にエコ通勤あたりは、ある意味では個人の通勤ということでもございますので、池田先生がおっしゃったような視点での取り組みにはなるのかなということ考えております。

○池田和貴委員 森永さんのおっしゃっていることはよくわかりますが、しかし、理念の正しさだけでは、なかなかこれが困難だということも、今までの結果を見てみれば、私は明らかなことだというふうに思っております。

県の方も非常に財政が厳しいところがあるかと思いますが、基金等もございますので、そういった基金の有効的な使い方も配慮して、いろいろな計画を練っていただきたいというふうに思います。これは要望でございます。

以上です。

○平野みどり委員長 ほかにございますか。

ないようでしたら、ここで質疑を終わりにして、報告事項に移りたいと思います。

報告事項に関しましては、5項目ございます。

まず、1から、熊本県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例案について、山本廃棄物対策課長お願いします。

○山本廃棄物対策課長 別冊の報告事項の1ページをお願いいたします。

熊本県産業廃棄物条例の一部を改正する条例案等について御報告を申し上げます。

この条例につきましては、条例施行後5年を目途として検討を加えるとされており、総務常任委員会で現行制度を引き続き維持するという付議されております。公共関与に関しても税収を活用しておりますので、御説明するものでございます。

まず、1の税制度の概要でございますが、この税は、九州各県と共同で、平成17年7月1日から、循環型社会の形成に向け導入されたものでございます。最終処分される産業廃棄物1トン当たり1,000円を排出事業者に課税し、税収の用途は産業廃棄物の排出抑制や

適正処理を図る事業等とするものでございます。

次に、2、これまでの施行状況でございます。

税収は、上段の表の右に記載されておりますとおり、5年間で約7億9,000万円、また、使途は、下段の表に内訳を記載しておりますけれども、5年間で、一番右下のところでございますが、約4億9,000万円を支出しております。

次項をお願いいたします。

(2)の産業廃棄物の排出抑制に向けた誘導と処理の状況でございますが、事業者の約3割の方々が、排出抑制に取り組むきっかけとなったと回答されているとともに、最終処分量は、平成16年度から18年度にかけまして約半分となるなど、成果が上がっているところでございます。

3の今後の取り扱いでございますが、産業廃棄物の排出抑制や適正処理の促進などの事業に引き続き取り組む必要があるとともに、九州各県と同一歩調をとり、現行制度を引き続き維持することが必要と考えております。

なお、5年後の見直し規定を設ける旨の条例改正案を今定例会に提案しているところでございます。

最後に、参考でございますが、平成22年度当初予算では、リサイクル施設整備等の新規事業のほか、管理型最終処分場立地交付金事業については、税収が導入当初の見込みを大きく下回っているため、交付上限額を5億円から1億円にすることとしております。

なお、菊池市の九州産廃が、ことし2月から約13万9,000立米を供用開始しましたので、現在の仕組みにより、交付金約1億9,000万円を、来年度から分割して菊池市へ交付することとしております。

以上でございます。

○園田環境政策課長 環境政策課でございま

す。

3ページをお願いいたします。

有明海・八代海再生に向けた熊本県計画に関する平成22年度事業について報告させていただきます。

県計画に関しまして、当初予算案に計上しております平成22年度に取り組む事業を、資料の3ページから16ページにかけまして一覧で記載しております。

最初の3ページのところが、1番の水質等の保全に関する事項等、9項目の事業にわたります。それぞれ一覧で掲載をしているところでございます。

来年度の総事業数は69事業、3ページの上の方のところに文書で記載しておりますけれども、事業費総額は約140億円となっております。本年度当初予算と比較しまして、約30億円、17.6%の減でございます。

事業費減の主な理由としましては、下水道や集落排水施設等の整備、河川、海岸、港湾及び漁港等の整備など、ハード関係の事業費が減額となっていることなどでございます。

個別の事業につきましては、先ほど関係課から御説明しました説明資料の予算の欄と重複する部分もございますので、各課からの説明は省略させていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○神戸水産振興課長 水産振興課でござい

ます。

資料の17ページをお願いいたします。

平成21年度のノリ養殖状況について御報告いたします。

平成21年度のノリ養殖は、10月18日から県内全域で採苗が開始されましたが、海況に恵まれたことから、採苗及び育苗はおおむね順調に行われました。

有明海では、12月下旬まで順調な生産が行われましたけれども、1月以降は北部の支柱漁場を中心に栄養塩の不足による色落ちが発

生し、平年と比べ枚数、金額とも減少いたしております。

一方、八代海では、11月に入り大型珪藻プランクトンが高密度に発生し、栄養塩が急激に減少したため、全域で色落ちが発生いたしました。その後、栄養塩は回復せず、本年度の生産は大幅に減少いたしております。

本日までに県漁連で8回の入札会が行われ、表に示しますように、県全体で落札枚数が約9億枚で平年の93%、金額では83億円で、平年の88%にとどまっております。

県漁連では、あと2回程度の入札会が実施される予定になっておりますけれども、今期のノリ生産は平年をやや下回ると予想されております。

以上、御報告いたします。

○園田環境政策課長 環境政策課でございます。

18ページをお願いいたします。

地球温暖化対策に関する平成22年度事業について御報告させていただきます。

本県が地球温暖化対策として当初予算案に計上しております平成22年度に取り組む事業につきまして、分野別に資料の19ページから26ページにかけて一覧を記載しております。

来年度の事業総数は37事業、事業費総額は約85億円となっております。今年度当初予算と比較しまして、約9億円、11.8%の増となっております。

事業費増の主な理由としましては、産業・業務その他部門、家庭部門対策として、事業費や一般家庭における太陽光発電整備の導入に対して補助するくまもとソーラーパーク推進事業費、これは20ページになりますけれども、それから、森林による二酸化炭素吸収源対策としまして、森林間伐等を行う間伐等森林整備促進対策事業費が4億3,000万円の増、運輸部門対策としまして、1つは、温室効果ガスの排出削減を図るため、電動バイク

を活用した社会実験を実施する電動バイクの普及による低炭素型コミュニティ構築事業費が約4,000万円の増となっております。

個別の事業につきましては、先ほど関係課から御説明しました説明資料と重複する部分もございますので、各課からの説明は省略させていただきますと思います。

以上です。

○平野みどり委員長 次に、熊本県地球温暖化防止に関する条例について。

園田環境政策課長。

○園田環境政策課長 環境政策課でございます。

引き続きまして、熊本県地球温暖化の防止に関する条例につきまして御説明いたします。

報告資料の27ページをお願いしたいと思います。

条例案は、29ページから48ページまでの20ページにわたっておりますので、27ページと28ページの条例案の概要によりまして御説明させていただきますと思います。

まず、条例制定の趣旨でございますが、事業者、県民等の自主的かつ積極的な地球温暖化対策を推進し、温室効果ガスの排出量が自然界の吸収量に相当する量以内に削減されると同時に、生活の豊かを実感できる低炭素社会の実現に寄与するためとしております。

条例の内容でございますが、(1)から(3)まで、条例の目的、定義、理念を記載しております。

第1条に、条例の目的である低炭素社会の実現に寄与することを定め、第3条には、本条例の3つの理念である各主体による自主的、積極的な推進、総合的、計画的な推進、地球温暖化対策と県経済の持続的発展及び県民生活との両立を掲げ、条例の基本的な考え方を示しております。

(4)の第4条から第9条までは、県や事業者、県民等の責務を規定しております。

(5)には、地球温暖化対策に関する施策の推進としまして、カタカナのアからコまで、条例案では第10条から第44条までとなりますけれども、地球温暖化対策の方向性を示しております。

アに記載しておりますのは、県による地球温暖化対策としまして、推進計画の策定や率先行動等を規定しております。

イでは、事業活動に係る地球温暖化対策としまして、温室効果ガスの排出抑制やそのための対策措置等に関する計画書の提出をお願いする事業活動温暖化対策計画書制度の導入等を規定しております。

ウにおきましては、日常生活等に係る地球温暖化対策について規定をしております。

それから、エには、交通及び自動車に係る地球温暖化対策としまして、大規模事業者のエコ通勤の取り組みに関する3年間の計画書等を提出いただくエコ通勤環境配慮計画書制度の導入等を規定しております。

カタカナのオでございませけれども、建築物に係る地球温暖化対策としまして、一定規模以上の建築物を新築・増改築等をするときの建築物環境配慮の計画書等を提出いただく建築物環境配慮制度の導入等を規定しております。

カタカナのカでございませけれども、農林水産業に係る地球温暖化対策として、地産地消、森林整備・保全等を規定しております。

それから、クにおきましては、再生可能エネルギーの利用による地球温暖化対策としまして、太陽光発電設備等の導入促進等を規定しております。

また、そのほか、廃棄物の発生抑制、環境教育・学習の推進等について規定をしております。

(6)から(8)まで、条例案では第45条から第52条までとなりますけれども、中小企業者へ

の地球温暖化対策の支援、地球温暖化防止活動推進センターなどとの連携及び協働による対策の推進、勧告及び公表等を規定しております。

(9)は、市町村条例との関係、(10)から(13)は、附則としまして、条例制定から5年経過後の条例の見直し等を規定しております。

条例の施行日は、原則平成22年4月1日ということにしておりますけれども、例えば建築物環境配慮計画書制度につきましては、半年後の10月1日からの施行としております。

以上、ちょっと簡単に御説明いたしましたけれども、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○平野みどり委員長 ただいまの5件の報告について質疑はございませんか。

では、質疑がないようですので、次にその他に移ります。

その他として、何かございませんか。

○西岡勝成委員 越境船のことについて、ちょっとお尋ねをしたいんですけども、この前、執行部の方から、大気汚染とか光化学スモッグとか黄砂とかいろいろありますけれども、海洋を通じた越境船について調査の御報告がありました。

ずっと韓国も、熊本県と同様に、ノリの養殖が非常に盛んということで、酸処理剤ですか、あの空き缶といいますか、あれが多く、ビニールですかね……（「ポリタンク」と呼ぶ者あり）ポリタンクが漂着しておるような話を聞くんですけども、我々も、先ほど鬼海先生からお話がありました環境教育を考える会、超党派で30名を超える議員団で組織しておりますけれども、韓国に行ったときに、非常にリユース瓶とか生ごみの処理あたりを立派にされて、参考にはしてきたんですが、逆にそういう、片一方ではばんばん海に流しよるんでしょね。そういうのが漂着——日

本全体ではかなりの量が漂着しているような話ですので、そういうときには、国家間の話ですから非常に難しい部分もあるのですが、どういう対応をするんですかね、国か県は。

○山本廃棄物対策課長 失礼しました。

漂着ポリタンクに、確かに韓国語の記載があるものが幾つも漂着しております。ことしは1つだったんですけども。私どもは、危険なものも入っているので触れないようにということで、保健所を含めて我々回収しておりますが、国の方では、これは昨年2月に、このきれいで豊かな海をともに守るための日韓実務協議というのを実は開催されておられまして、そういう廃ポリタンクの漂着問題も含めて協議がなされておるようでございます。

それから、あとはちょっと新聞記事で申しわけないんですけども、韓国の方たちと一緒に、日本と韓国でだろうと思いますが、一緒になって漂着ごみを清掃するというような取り組みも実は行われておりまして、そういった協議をしながら、理解を促進しながら、韓国からのそういうポリタンクの漂着をなくしていくという方向で、今取り組みがなされているというふうに私どもは聞いておるところでございます。

○西岡勝成委員 この前行ったときも、環境運動連合事務所かな、ああいうところも議連でお邪魔をしたのですから、そういうところとつながりがもう既にできて、あちらからも熊本県にそういう関係各課の視察にお見えになります。その辺まで行ってますから、できれば協議じゃなくて、こういう漂着物がたくさん流れてきてますよ、対応をひとつお願いしますぐらいのことを言ってもいいんじゃないかと。

せっかく交流しているんですから、その辺

ぐらいまでは状況をちゃんと——熊本県ばかりじゃないですよ。これはもう熊本県は漂着ごみは少ない方だと思いますよ、流れからすると。鳥取とか福岡とか非常に多いと思うので、その辺を含めて、せっかくあっちも環境を一生懸命やっておられますから、我々もお互いに連携をとりながら、やれる分は言ってお願ひすることもいいと思うんですけども、その辺はどうですかな。

○山本廃棄物対策課長 ことしは、おかげさまで忠清南道と熊本県が姉妹提携で勉強会をなさっておりますが、私ども手を挙げまして、そういうレジ袋の話とかアール瓶の話とかいうことも一緒にちょっと勉強させていただこうかというふうに思っておりますので、そういった機会に先生のおっしゃられたような話もお伝えしていければと思っています。

○西岡勝成委員 ぜひお願いします。

○平野みどり委員長 ほかにございませんか。

○藤川隆夫委員 地球温暖化対策でいろいろ今まで事業を出されておりますけれども、この中に自転車絡みの話が余り出てきてないような気がします。駐輪場の話は出てきておりましたけれども、富山県では、きょうちょっと新聞を読んでいたら、電車と自転車——レンタサイクルでいいんですかね、それを安く借りて、電車もそのカードで乗れるようなシステムをつくっているみたいな話が載っていたんですけども、やはり自転車を使うというのを、一つ視点としてやっぱり持つってほしいというふうに思うんですけども、どうも事業を見ているとなかなかそんな話が出てきてないので、ぜひこれを研究していただければと思います。だれか答えて……。

○森永環境立県推進室長 先ほどもちょっと御紹介いたしました総ぐるみの県民運動の会議の中に、先ほどのエコ消費とまた別に、エコ通勤の推進のための組織を3月の上旬に立ち上げておまして、その中で、エコドライブ・ノーマイカー通勤の深掘りのためのいろんな具体策を、民間、行政をまじえて今検討する場を設けたところをごさいます、その中の検討のメニューの一つに、自転車の利用促進策、ソフトあるいはハードの話も出てくるかもしれませんけれども、そういう検討を来年度やっていくということで今立ち上げをやらせていただいたところをごさいます。

○早田順一委員 関連していいですか。

ちょっと今自転車のことが出ましたんですけども、サイクリングロードが県の持ち物でありますけれども、あれの活用もぜひその点で考えていただきたいと思います。要望ですけれども、よろしくお願ひします。

○平野みどり委員長 ほかにごさいますか。関連はいいですか、藤川委員。

○藤川隆夫委員 サイクリングロードなんですけれども、実は走っていると途中で支柱があつて、横から草は出てきているし、とてもじゃないけど走れる状態にないわけですよ。だから、できればその付近の整備もしていただきたいし、一般道路に関しても、非常に自転車が走りにくい状況にあります。だから、その付近の整備を含めて考えてもらえればと思います。

○平野みどり委員長 要望でよろしいですか。

○堤泰宏委員 週刊誌でちょっと読んで——きょうは週刊誌を持ってくるのを忘れたですけども、太平洋のある場所ですから、アメ

リカに近い場所だそうですね——これは週刊誌で読んだんですよ、持ってこんだったけど。何か日本の本州ぐらいと同じぐらいの面積のビニールとか浮遊物が海流の関係で集まる場所があるという記事を読んだんですよ。そういうことを、どなたか読まれたとか聞かれたことがありますか。これが1つ。

それから、私の地元の高森町で、鶏の処理場の話が今盛り上がっています。役場と業者の説明会も何回かあったと聞いております。その説明会の中で、処理場が1日2,000トンぐらいの水を使うと、そして雇用者が約400名と、相当な規模みたいであります。

私は、もう全く説明も聞く気持ちもないし、聞いたこともありませんけれども、それから、その処理場を運営するために、養鶏場、これを20万羽規模の養鶏場を8カ所とか10カ所、高森町の山間地につくると。

私が何でもこういうことを質問するかといいますと、水環境の心配がかなりあるんじゃないかと。2,000トンという量は、どれぐらいの量かちょっとわからぬですけども。それから、畜産の方でも環境に影響があるんじゃないかということで、ちょっとこれはわかっているだけ答えていただいて、もし余り御存じでないならば、これはしっかり調査をして、この事業計画はどれぐらい本当なものか、具体的に進んだのか、そういうことを一回調べとく必要があると思うんですね。金額にして130億とか160億の事業だそうですね。ちょっと教えてもらいたいですね。

○平野みどり委員長 どなたか……。

○山本廃棄物対策課長 まずは、最初の太平洋の話について。

週刊誌の記事は、私も読んだことはございませんけれども、ニュースで一度聞きましたし、それと、今私の手元に環境省が取りまとめた資料がございますが、その中に……（堤

泰宏委員「聞こえませんか」と呼ぶ)失礼。環境省が取りまとめた資料の中に、状況の把握をするという、そういう事業として、日本周辺及び北太平洋の浮遊プラスチック類の監視ということを経済庁がやっておられるようでございます。済みません、私としては、今そこまでしか承知しておりません。

○堤泰宏委員 事実無根じゃないわけですよ。ということは、情報をちょっと調べてもらいたいですよ。週刊誌の記事が事実無根じゃないということですよ。ありそういうことでしょうか。

○山本廃棄物対策課長 その週刊誌の記事を読んでおりませんので……。

○堤泰宏委員 私も、きょう持ってきてこのうた。環境省の話でもいいじゃないですか、それは。気象庁の話でも……。

○山本廃棄物対策課長 はい、わかりました。

○平野みどり委員長 じゃあ、2点目は。

○高野畜産課長 畜産課でございます。

先ほどのブロイラー関係の話でございますけれども、これは一応県内の業者さんが今高森の方で計画を進めている部分でございます。一応ブロイラーのひなを生産する部門、そしてひなを今度はブロイラーで飼育する部門、太らせるというか、そういった総合的な施設を今計画してあるようなところなんです。

それで、先ほど堤委員の方から言われた、要は生産したものを今度は処理する施設、ここが今のところ——先ほど約400名ぐらいの雇用があるということで、水処理でかなり水を使うような格好になるわけでございますけ

れども、今のところ、この高森の方では、まず卵をとる施設のモデル施設、これを1カ所、それと、卵からひなをつくりまして、ひなを今度は約50日ぐらい、ブロイラーの場合は肥育するわけですけども、そちらの施設を1カ所、モデル的につくるようなことで今進めているようなところでございます。

それで、最終的にはモデルの農場をつくりまして、そして住民の方に、これはこういうものだということを体験してもらって、そしてある程度それでいいということであれば、先ほど言いましたように、大体年間1,700万羽ぐらいのひなが生産されるシステムになっているわけでございます。

そういった部分に持っていくような格好で今進んでいるようなところでございまして、今高森の方にも、そういう処理場の話もちょっと出てきているんですけども、具体的にはまだそこまでは行ってないような状況でございます。

○堤泰宏委員 処理場は、高森につくるわけでしょうか。1,000何百万羽出荷するための処理場。

○高野畜産課長 済みません。その分につきましても、阿蘇の保健所の方に何か話が行っているということはちょっとお聞きしているんですけども、具体的にどの場所かみたいなどころまでは、まだ決定してないんじゃないかと思っているようなところなんです。

○小嶋水環境課長 水環境課でございますけれども、水環境課の方も、今畜産課の方でお話があつてございましたように、そうした施設が計画されているということにつきましては、お聞きをしております。

それで、この養鶏関係の施設につきましては、施設によっては水濁法上の取り締まり対象の特定施設にならない施設もございまして

それで、そういった施設の概要を、まだきちっと私どもの方も把握しておりませんので、そのあたりのところで住民の皆さん方の不安がないように、対応ができるところはきちっと対応してまいりたいというふうに思っております。

現場は、保健所の方と市町村の方でいろいろ情報の把握をして対応していると思えますけれども、現状はそういう状況でございます。

○堤泰宏委員 とにかく情報を正確に把握していただいとった方がいいと思うんですね。

以上です。

○平野みどり委員長 ほかにございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○平野みどり委員長 それでは続きまして、その他に関しましては、これで質疑を終わります。付託調査事件の閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

付託調査事件については、引き続き審査する必要があると認められますので、本委員会を次期定例会まで継続する旨、会議規則第82条の規定に基づき議長に申し出ることに異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○平野みどり委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、閉会に当たりまして、本日は今年度最後の委員会でございますので、一言ごあいさつをさせていただきます。

昨年3月、委員長に御選出いただき、この1年間、無事に役目を果たすことができました。これも、ひとえに守田副委員長初め委員各位の御協力のたまものと厚く御礼申し上げます。

本委員会は、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件を初め、3件の付託調査事件を審査してまいりましたが、非常に中身の

濃い論議ができたのではないかと感じております。しかしながら、改めて課題の重さも再認識いたしました。

付託調査事件の論議をしていく過程で、駒崎部長を初め執行部の皆さんには、たくさんの情報とともに非常にわかりやすい説明を心がけていただきましたことにつきまして、心から感謝申し上げます。

最後になりましたが、各委員並びに執行部の皆様方のますますの御健勝、御活躍をお祈りいたしまして、簡単ではございますが、閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。1年間大変お世話になりました。

では、守田副委員長からもごあいさつをお願いします。

○守田憲史副委員長 昨年3月に、副委員長に御選出いただき、この1年間、無事に役目を果たすことができました。これも、平野委員長を初め委員各位の温かい御支援、御協力によるものでございまして、厚くお礼申し上げます。また、執行部の皆様方にも、何かとお世話になり、丁寧な説明や答弁など真剣に対応していただきましたことに、心から感謝申し上げます。

ありがとうございました。（拍手）

○平野みどり委員長 それでは、これで閉会いたします。

委員の皆様方には御案内をしておりますので、御一読ください。

1時44分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

環境対策特別委員会委員長